

---

平成31年 3 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

平成31年3月11日 (月曜日)

---

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員 (14名)

1 番 丸山 康夫	2 番 平野 龍彦
3 番 安川 繁典	4 番 藤木 泰
5 番 入江 政行	6 番 吉原 秀信
7 番 時任 裕史	8 番 黒川 悟
9 番 脇田 義政	10番 小林 征男
11番 飛賀 貴夫	12番 白水 英至
13番 南里 正秀	14番 古賀ひろ子

---

欠席議員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川畑 廣典	
書記 太田 美和	書記 松田 好弘

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 木原 忠	副町長 …………… 高場 英信
教育長 …………… 佐々木壮一朗	総務課長 …………… 佐伯 剛美
政策経営課長 …………… 工藤 正人	財産活用課長 …………… 中西 敏光
まちづくり課長 …………… 丸田 宏幸	税務課長 …………… 江崎 浩二
会計課長 …………… 藤井 則昭	住民課長 …………… 八島 勝行
福祉課長 …………… 飯西 美咲	健康づくり課長 …………… 藤木 浩一

子育て支援課長 …………… 安川 禎幸                      環境課長 …………… 太田 一男  
農林振興課長 …………… 瓦田 浩一                      建設・都市計画課長 …… 一木 孝敏  
上下水道課長 …………… 藤木 義和                      学校教育課長 …………… 原田 和幸  
社会教育課長 …………… 安川 忠行  
町制施行100周年事業推進事務局長 …………… 安川 茂伸

---

10時00分開議

○**議会事務局長（川畑廣典君）** 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第3号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○**議長（古賀ひろ子君）** 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

なお、本日、本会議終了後、議会運営委員会及び全員協議会を開催する予定であります。よろしく願います。

---

#### 日程第1. 一般質問

○**議長（古賀ひろ子君）** 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って、質問をお願いします。通告番号1番、8番、黒川議員。

○**8番（黒川 悟君）** 皆さん、おはようございます。8番、黒川悟です。本日はよろしく願います。

平成の時代も残りあと51日となりました。本日11日は、東日本大震災の発生から8年を迎えます。犠牲になられた方々に哀悼の意を捧げるとともに、被災された皆様に、改めてお見舞いを申し上げます。

平成の30年間は災害の時代であったと言えます。雲仙普賢岳の噴火に始まり、昨年の北海道東部地震、阪神・淡路大震災、熊本地震など巨大地震、御嶽山などの噴火、また、台風などで記録的な豪雨による土砂災害、さらに災害級の猛暑も、各地を襲った幾多の自然災害は、多くの人命を奪い、激甚化、頻発化の一途を極めております。当町も引き続き、自然災害を通して得られた教訓を踏まえ、これまでの対策を質、量ともに充実、強化する必要があります。今後も、防災減災対策の取り組みを迅速かつ着実に進めてもらいたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

今3月定例会では、急増する虐待児童やいじめをなくすための対応について、順次質問してまいります。

最近では、連日のように、児童虐待による不幸な事件が後を絶ちません。本年、千葉県野田市で虐待を受けて犠牲になった小学校4年の女兒はSOSを発信しておりました。「お父さんに暴

力を受けています。先生どうにかできませんか」と。児童相談所に一時保護されたものの、自宅に戻され、最悪の結末になりました。そして、東京都目黒区で昨年3月、5歳女兒が両親の虐待で犠牲になった事例も記憶に新しく、最近でも、横浜市鶴見区的女兒に火傷を負わせ、ラップを巻いて放置、そして、今報道されていますが、春日市で発生しました児童虐待、いろんなパターンで虐待は行われております。子どもに食事を与えず餓死させたり、ごみ箱の中に入れて窒息死させる、長い時間にわたり暴行を加えた末、殺害するなど、子どもを死に至らしめる虐待事案が相次いで発覚いたしました。もう絶対に許すことはできません。子どもを親の私物化であるような意識が強く、体罰もしつけとして容認する風潮があります。児童虐待に関する社会的関心も薄く、法整備がおくれております。

児童相談所の児童虐待相談件数は、毎年右肩上がりです。過去最高を更新しております。ひとり親の増加や3世代の同居の減少、また、近所づき合いの希薄化で社会全体の養育力が低下したことが要因と考えられます。

相談対応件数は、2008年度の年間4万件から、10年ほどで約13万件に、3倍ふえております。その背景には、経済苦や家庭内の不和など、さまざまな要因から絡む場合が多く、解決の糸口が簡単に見つかるわけではありません。

今回の事件を受け、政府は虐待が疑われる全国全てのケースを1か月以内に緊急で安全点検することなどを決めました。再発防止に向けて、厚生労働省と文部科学省は、合同のプロジェクトチームを立ち上げ、5月末までに対策の中間まとめを作成するということですが、悲劇を減らすために、政治や社会はどう向き合うべきか、悩みを抱える家庭を地域全体で支える仕組みにあるのではないかと考えております。

今後、悲惨な虐待やいじめをいかに防ぐか、まず、虐待ではないかと疑いを持った場合には、積極的に関係機関に通報することや、児童相談所や学校、病院、保健所、警察などの関係機関に情報を共有し、虐待、児童虐待の早期発見に向け、連携強化をすることが重要だと思っておりますが、当町の児童虐待防止の現状と取り組みについて質問いたします。

まず、最初に、当町の児童虐待の現状を答弁求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 子育て支援課より答弁いたします。

当町の児童虐待の状況でございます。まず、宇美町、児童相談も行っておるんですが、これは、児童に係る広範囲の相談でございますが、平成29年度、相談件数は107件、うち児童虐待に関する相談が29件ございました。また、30年度2月20日現在、児童相談の件数は118件、うち児童虐待に関する相談が34件寄せられているところでございます。この虐待件数は年々増加しております、既にこの2月の時点で昨年を上回っているという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） やはり年々上回っているということで、本当に悲しい現状であります。

また、この虐待の状況を担当課としてはどのように把握しておりますか。また、保育園や幼稚園などに入園せずに、自治体のサービスも利用していない子どもの方もいらっしゃいますと思いますが、その現状もあわせてお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 虐待の現状、あと把握というところでございますが、千葉県で先ほど議員が申されたとおり、小学生の女儿が死亡するという痛ましい事故が発生しております。その中で、虐待に対する対応というところでございますが、宇美町では、平成24年10月に、要保護児童対策地域協議会を設置しておるところでございます。この会議につきましては、要保護児童、いわゆる虐待を受けている児童の早期発見及び適切な支援を図ることを目的としているものでございます。

この協議会に参加している関係機関でございますが、児童相談所、警察、保健所などの外部機関、それから町内の小中学校、保育施設、これは公立も私立も含めてでございます。あと幼稚園、放課後児童クラブ、それから役場内の関係各課、これは子育て支援課をはじめといたしまして、学校教育課、社会教育課、福祉課、健康づくり課、それから民生・児童委員、人権擁護委員、町内の医師の代表の方、あと子育て支援団体の方々という構成になっておるところでございます。

それぞれまず代表者の会議、あと実務者の会議、個別検討のケースの検討と、それぞれの内容に応じた会議を随時開催しているというところでございます。

この中で、例えばような機関からの虐待の情報の共有化を図った上で、支援策を講じているというところでございます。

虐待の情報の把握ということでございますが、こういう会議の中で、情報の提供、共有を図っております。かなりの確立で実態を把握がなされているのではないかとこのように考えておるところでございます。

それから、虐待防止の取り組みというところでございますが、虐待の防止には、早期発見、早期の対応が必要であると、一番大事であると考えております。

平成24年度に子ども・子育て支援制度というのが法整備されたところでございますが、当町では、平成28年度より子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業というのを開催しております。この事業は、児童虐待の発生予防、虐待の早期発見、早期対応を行うとともに、養育に不安がある家庭に寄り添い、子育て支援を実施するというものでございますが、虐待のリスクを抱えた要支援家庭等に支援員が訪問、面談をすることによりまして、虐待の予防と育児不安を軽減するというところを行っておるところでございます。現在、専門支援員を配置しているというところ

でございます。

平成29年度につきましては、訪問を215件、電話等を合わせまして444件の事業を行っております。この部分で乳幼児のころから、家庭の状況を把握することによりまして、例えば、議員、今おっしゃいました、保育園とか幼稚園に行かれていない子ども等の把握もここでやっているというところでございます。

もう一つ、平成29年度から保育所等利用者支援事業といたしまして、子育てコンシェルジュを子育て課の窓口を設置しております。ここは虐待も含めた広範囲の子育ての相談を受けるとともに、サポートを行っているというところでございます。こちらは平成29年度、これは総相談件数でございますが、350件の相談を受けているという状況でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 虐待の状況をどのように把握しているかということで、要保護児童対策地域協議会を設置して把握しているということで、もう万全の体制でやっている、私はそういうふうに思っております。また、虐待防止の取り組みについては、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、これによるものと、また、子育てコンシェルジュの窓口の設置があつて、この防止も効果があつているということで認識してよろしいかと思っております。

児童虐待の全国共通ダイヤルというのがありますが、「189」（いちはやく）です。この利用状況等はどんなふうになっていきますか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 議員、今おっしゃった、（いちはやく）「189番」、これは、児童相談所の全国共通ダイヤルでございます。うちは、福岡児童相談所、春日市にございます、ここの管内に入っているわけでございますが、平成29年度は、この（いちはやく）のダイヤル、合計で948件入っているうちの宇美町は、53件の相談が入っておるというところでございます。

ちなみに、宇美町の分でいきますと、27年度は20件、28年度は44件、29年度は53件ということでございますので、年々増加しておるという状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） やはり年々増加しているということで、大変に遺憾なことであると思いません。

虐待をやっぱり早期に発見し、対処能力を持った機関が迅速に子どもを救い出すことができるようにすること、また、虐待を受けた子どもに必要な治療、また、精神的ケアを受けさせることができる体制づくりが必要不可欠ではないかと思えます。

それよりももっと大事なことは、やっぱり虐待をする親です。この親に対しての教育がやっぱ

り必要じゃないかなと思っております。この親に対する指導、助言ができる体制づくりは、もう喫緊の本当課題だと思っております。ぜひこのことも踏まえて、法整備は国がやるんでしょうけども、当町でも児童虐待防止の強化に対し、一層取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

次に、本年1月に開設されました子育て世代包括支援センター、これは妊産婦さんや乳幼児の状況を継続的に把握し、出産や子育てなどの相談にワンストップで対応し、保健、医療、福祉の関係機関とも連携し、切れ目のない支援の提供ができ、児童虐待防止策につながるのではないかと私は思っております。

担当課のその辺の所見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 今、議員御質問の子育て世代包括センターを1月より宇美ハピネスの健康づくり課側の窓口開設しているというところでございます。実はこの窓口については、健康づくり課及び子育て支援課で連携して行うという形態をとっておるところでございますが、今議員もおっしゃったとおり、子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠、出産、子育てに係ります各種相談や必要に応じた情報提供、助言、保健指導を行うもので、必要に応じて支援プランを作成し、継続的に支援を行うと、相談には保健師が当たっているというところでございます。

この相談センターが設置されたことに伴いまして、当然、相談機能が強化されます。それだけ広い範囲の相談を受けるということでございます。

現在、子育て支援課で行っています虐待や子育てに係る相談や情報も寄せられることになるというところになります。さらに今後、両課の連携をさらに強化することで、虐待予防につなげていくものというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） いろんな体制ができる、整備されるということは、本当に心強いことではあるんですが、次に政府が22年度までに子育て悩み相談に応じる子ども家庭総合支援拠点、これを設置することとあります。当町として、今後どのような流れになるのか、また、子育て世代包括支援センターとの関係はどのようになるのか、答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 子ども家庭総合支援拠点でございます。これにつきましては、虐待予防を目的としてケースの把握、関係機関の連絡調整、情報共有を行うものとしたしまして、国が平成32年度までに全市町村に設置を義務づけているものでございます。今現在でございますが、31年2月現在、県内の政令市、あるいは糸島市、宗像市、朝倉市、小郡市が設置をしているという状況でございます。

県主催の説明会等が行われておりまして、これを受けまして当町では、32年の設置に向けまして準備を進めているところでございます。

それから、先ほどの質問がございました、子育て世代包括センターとの連携というところでございます。子育て世代包括支援センターのほうは、母子健康手帳交付から始まる妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談、支援を行う中で、この中で把握できます虐待のリスクのある家庭を把握した段階で、必要に応じて子ども家庭総合支援拠点の担当者と連絡、あるいは共同で事業を行うと、対応を行うということになろうかと思えます。

この子ども家庭支援拠点は、虐待予防のためのリスクを低減させるための相談と支援を行い、必要に応じまして、今あります要保護児童対策協議会に参画している関係機関と連携し、ネットワークで支援とその進行管理を行ってまいると。ネットワークで組織として対応するということろを強化してまいるといふものになるというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 今言われた全ての支援体制が、機関がすばらしい、今後の虐待防止に通じるものではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

児童虐待対策は緊急性を要します。疑われる事案の緊急点検を迅速、確実に行う。児相と市町村の連携強化を図ることや、学校、担当部署で子どもや家庭にかかわる職員への研修を向上、警察署などとの連携を強化し、住民に対し、児童虐待防止について啓発を行うことなど、これらの機関や専門家、また、地域も連携して痛ましい事件を防ぐ有効な安全網となるように、さらなる対策の強化を願ひ、次の関連するいじめの問題に質問を移したいと思ひます。

それでは、引き続きいじめの質問をさせていただきますが、いじめは、やっぱりいじめるほうが100%悪いと私は思っております。文部省が公表した全国の学校別いじめ認知件数は、小学校は前年度より7万9,865件多い31万7,121件で、中学校では9,115件多い8万424件で、特に小学校が前年度よりも3割以上増加しております。

いじめの定義は、子どもが一定の人間関係があるものから、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの、また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとするあり、非常につかみにくいのが現状であります。

次に、代表的な手口は、冷やかしやからかい、無視、仲間外れ、たたく、ぶつかる、蹴る、金品をたかる、盗むなどがあり、それに加えて、近年は携帯通信機器の普及を背景にネット利用した中傷誹謗も挙げられるようになりました。被害者を死に至らしめたり、被害者を自殺に追いやったりするいじめは重大な問題であります。

2月の26日、うみ・みらい館にて第2回宇美町学校教育推進協議会が行われました。それに

出席させていただきました。各学校から学校経営構想の報告があり、学力向上の取り組みや規範意識の育成、郷土を愛し、豊かな心を育成、また、CSとの連携など、各小中学校のすばらしい取り組みや報告がありました。

しかし、どこの学校もやっぱり学力向上はもとより、不登校が深刻な問題になっておりました。いじめイコール不登校ではありませんが、ほかの要因として、家庭内の虐待が原因で不登校になることもあります。いじめは、暴力行為や自殺ほかの事件にいろいろ発展しかねません。まず最初に、当町のいじめの対策について質問いたします。当町のいじめの認知状況を、担当課の回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 失礼します。それでは、学校教育課より回答をさせていただきます。

まず、いじめの認知状況ということでございますけれども、現在、町内の各小中学校におきましては、各学校で作成しております「いじめ防止基本方針」に沿って、毎月児童生徒に対するアンケートを実施したり、いじめの早期発見、早期対応に努めているところでございます。いじめを把握し、調査結果をもとに関係児童生徒から聞き取りを行ったり、解消に向けた取り組みを進めております。

また、教育委員会では、各学校が毎月報告いたします生徒指導上の諸問題に関する実態調査、通常月例報告と言われるものでございますが、これを集計し、県の教育委員会に報告するとともに、その実態を把握し、対策を講じるように努めております。

そうした中、平成31年の1月の月例報告によりますと、1月に新規にいじめを認知した件数は8件でございます。小学校が4件、中学校が4件でございます。4月から1月までの累計でございますと123件となっております。参考までに、昨年度は年間で216件、一昨年は99件となっております。

先ほど議員のほうからも全国の報告ございましたけれども、全国では年間41万件と、非常に大きな件数が報告をされておりますけれども、一方では、小・中・高校などの4分の1の学校で報告がゼロというふうなことも報告されておまして、学校間で非常に温度差があるといった実情もございます。

また、いじめの定義につきましては、先ほど議員のほうからもお話がございましたけれども、時代とともに変わってきているというのがございます。従前は、自分より弱い者に対して、一方的にとか、継続的にとか、あるいは相手が深刻な苦痛を感じるものということがございましたが、現在では、一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものというふうになされてお

ります。

そうした中で、先ほど件数は報告を申し上げましたけれども、このいじめは認知件数が多いから悪いとか、あるいは少ないならいいということではなくて、いじめを早期に発見して、その解消に努めることが大切であるというふうに感じているところでございます。

近年は、認知件数が非常に増加傾向にあるわけでございますけれども、これはいじめを受けた本人のみならず、周りの子どもたちもこのいじめを認知するようになってきたこと、そのことで、ほかの人に知らせようとするSOSサインが出せるようになってきたことが、こうやってふえてきている要因の一つではないかなというふうに思っているところです。

このいじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いていることの証でもあるというふうに考えられます。今後も、早期発見、早期解消に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） なかなかいじめは認知するのは本当に難しいのが現状だと思います。やはり、そういった部分から本当にデリケートなもんでありますので、しっかり学校のほうでアンケートをとりながら、いじめがなくなるように努めていってもらいたいと思います。

次に、LINEを使ったいじめ、また、自殺について、全国で2017年に初めて、長野県で実証実験が行われました。わずか2週間で電話相談の2年分に当たる相談件数を受理するなど成果を上げたことから、SNSのいじめ相談事業が全国に30カ所拡大したということが聞いております。このLINE、なかなか相談窓口といっても電話とか直接相談することは——まだアンケートはいいのかもしれませんが、このLINEでやっぱり相談するというのは、物すごくしやすい部分があるんじゃないかなと思います。そういった部分で、その辺の情報があれば教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 私も今回改めてこういったLINEについての利用について調査等もさせていただいたんですけれども、今議員のほうからも御紹介がありましたように、全国的にも、こういったスマートフォンを使った専用の相談窓口を設けている自治体も数多く存在するようでございます。電話や面談と違って、気軽に御相談ができて、多くの相談が寄せられているといったことも報告を受けています。子どもの悩みを解決可能な時期に解消し、深刻な事態に陥ることなく介する取り組みとしては素晴らしいツールであるというふうに思っているところです。

ただ一方では、スマホの利用に際しては配慮する事項が数多く潜んでおりますので、慎重に取り扱っていく必要があるというふうに感じているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 次に、いじめ防止に向けて小中学校の授業の中で人権教育、道徳などでい

じめに関する授業、これが行われているかどうか、現状を伺いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 特にいじめに特化してということではないですけども、いじめを生まない取り組みが必要ということで考えられる中で、道徳教育や人権教育を通じまして、子どもたちの心を育んでいくというふうな取り組みを行っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） じゃあ引き続き、道徳の授業で、いろんな人権教育というのは必要だと思いますんで、力を入れてやっていただきたいと思います。

冒頭に申し上げましたけども、全国の学校いじめの認知件数は小学校が特に多いということで、その中でまたいじめを判断する範囲はなかなか難しい。そういう中で、特に問題は非常にデリケートな問題でありまして、いろんな問題と関連をするのがこのいじめだと思っております。指導に当たる際には、きめ細かな丁寧が対応で取り組んでいただき、また、いじめのないまちを目指して、防止対策を全力で進めていただきたいと思っております。

次に、各小中学校でも先ほど言いました大きな問題となっております不登校について質問いたします。当町の小中学校の不登校生徒の現状をお聞きします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） これも、先ほどの月例報告の集計結果による報告をさせていただきます。

この月例報告上の不登校の定義につきましては、年間で30日以上欠席した者が対象となりまして、病気によるものは除きます。平成31年の1月末現在の不登校の児童生徒は、小中学校合わせて86名となっています。内訳は、小学生が47人、中学生が39人となっています。昨年は年間で91名、一昨年は88名ということでございます。近年の傾向としては、小学生の不登校児童がふえてきているような状況となっております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） やはり、小学生の不登校の方がふえたということで、私、先日、3月の8日に宇美東中学校の卒業式に行きまして、私事なんですけど、私の姪っ子が不登校でありまして、卒業式に行ったら出てきておりました。よかったなど。いろいろ家族も悩んではいたんですけども、やっぱり学校の先生とか関係者の方の皆さんの配慮で卒業がちゃんとできてよかったなと思いましたが、現在、今、不登校で悩んでおられるお子さんが、実際に卒業式に来られたという実績というか、今回の卒業式で報告は受けておりますでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 先週の金曜日がちょうど中学校の卒業式でございました。議員の

皆様にはお忙しい中に御参列をいただきまして、まことにありがとうございました。おおよそ中学校3年生380名ほどおりますけれども、当日は、そのうち2名が欠席をしておりました。

先ほど、不登校生徒については、数字を報告申し上げましたけれども、今現在、中学校3年生で不登校となっているのは10名でございます。そのうち2名が欠席ということで、残る8名につきましては、学校からのいろんな働きかけもございまして、式のほうに参列ができたということでございます。中学校卒業しましたけれども、この後、子どもたちが将来の自立に向けて巣立っていくことを願っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） じゃあ次に教育相談体制の充実についてお伺いいたします。

いじめや不登校問題について、教員間で共通理解を図ることはもとより、いじめや不登校の対応方針や指導計画等を公表し、PTAや地域の関係団体とともに、いじめや不登校問題について、当然協議をする機会があると思いますが、現在の状況を教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） まず、こういった不登校生徒に対する対策、対応ということでございますけれども、まずは一番、学校のほうで日々児童生徒の出席状況を確認して、保護者に連絡をしたり、家庭訪問を行ったり、また、不登校兆候のある児童生徒については、マンツーマン単位によりまして対応しているところでございます。また、心理的要因によるものなど、学校だけでは解決できないケース等については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的な知識や経験を有する方々の支援を受けながら、担任だけではなく、学年、学校で情報を共有して、チームで組織的に対応しているところでございます。

そうした中で、いろんな関係団体との協議でございまして、学校におきましてはPTAの会合、あるいは学校運営協議会、また青少年団体等での研修会、また校区コミュニティの協議会などにおきまして、学校の現状や課題等を共有して対応しているところでございます。

また、当町におきましては、毎年、民生委員、児童委員によりまして学校訪問も行われております。当日は各校区の民生委員さんが当該校区の学校を訪問していただきまして、学校と意見交換を行うなど、情報を共有しているところでございます。

先ほど、議員のほうからもお話がありました、去る2月の26日には、町の学校教育推進協議会を開催させていただきましたけれども、その中では各学校が、本年度の取り組みの成果と課題等報告をさせていただきました。今後も、こういった機会を捉えて、現状や課題を共有し、今後の学校経営に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） わかりました。児童虐待やいじめ問題は、我々の世代にもあったのかもしれない。

れません。余り感じなかったんですけども、しかし、最近の事案はもう本当に異常であります。生命にかかわる事案も多発しており、大きな社会問題となっております。学校や行政、関係機関、そして地域が連携して、虐待やいじめ、不登校問題の防止に全力で取り組む重要性を感じております。

いろいろ答弁もお話いただきましたが、最後に、社会的大きな問題となっている児童虐待の状況、現状を踏まえて、今後の対応といじめ防止対策及び不登校生徒に対する解決策及び対応について、教育長の答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） まず、所管課の内容でありますいじめ問題についてと、次に不登校問題について、まずそれぞれお答えさせていただきたいと思えます。

まず、いじめ問題についてでございますが、平成25年にいじめ防止対策推進法が制定、施行され、先ほど課長が述べましたように、各学校におきましては、学校いじめ防止対策基本方針を策定し、現在取り組んでいるところです。しかし、現在なおもいじめは喫緊の課題となっております。国におきましては、いじめ防止基本方針が見直され、いじめの重大事態調査のガイドラインが公表されました。学校はいじめの重大事態への対処等において、本ガイドラインに沿った措置を講じるよう求められているところです。

今後は、重大事態のいじめ再発防止対策といたしまして、定期的ないじめ防止の指導、全教職員による継続的な見守り、保護者、地域との連携によるなどの考えをもとに、本町を挙げてのいじめ撲滅の機運、学校挙げてのいじめ根絶の校風を培えるよう取り組みが重要であると認識しております。

2点目の不登校問題についてお答えいたします。

不登校の現状につきましては、先ほど課長が述べましたように、小学校の不登校児童が多くなっており大変危惧しているところです。この問題の増加につきましては、学校の取り組みだけでなく、社会全体、家庭生活の変化とも関連しているものと思えます。

いじめ問題にしても、学級崩壊の問題にしても、社会生活全体のへ変化にも影響している側面もあるのではないのでしょうか。この問題の解決につきましては、教育委員会や学校教育の果たす役割と責任は大きいとは思いますが、不登校の発生を防げるのは、学校という場しかないという考えに固執しないで、今後は、地域全体でも考えていこうという機運になればと思っております。

教育委員会としましても、来年度も不登校問題につきましては、重点内容として取り組んでまいりたいと考えております。

所管課は子育て支援課でございますが、教育委員会としても人ごとではないということで、連携強化の機関として、関係課として児童虐待の問題についてお答えをさせていただきます。

児童相談や児童虐待相談件数が増加し、児童虐待の対応は喫緊と課題となっております。特に、児童虐待を発見しやすい立場にあります学校や教職員は、その対応を認知していく必要があります。また、対応につきましては、本町の子育て支援課や児童相談所などの関係機関との密接な連携が不可欠となります。教育委員会や学校が関係機関との連携を強化することは、児童虐待の防止の一方策であり、関係機関が児童虐待を受けている児童に対する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくことは重要であると思います。

今後、教育委員会としましても、児童虐待への早期発見、関係機関との連携強化など、これまで実践してまいりました内容の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 今、教育長から児童虐待、またいじめ、不登校について今後の対策、見解をお聞きしました。

現在、子どもを取り巻く環境というのは、いろんな問題が山積しております。しかしながら、子どもはやはり町の宝であります。今後もより一層、教育環境の体制整備に力に取り組んでいただきたいと申し上げまして、一つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） 続けて、どうぞ。黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 続けて質問させていただきます。次に、教育支援の充実について質問させていただきます。

就学援助におけるランドセル等新入学児童生徒学用品費の入学前支給を可能にするための対応について質問をいたします。

学校教育法第19条、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとあり、それに基づき市町村において実施がされております。就学援助は、児童生徒の家庭が生活保護を受給するなど、経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行などの一部を市町村が支給し、国がその2分の1を補助する制度であります。

しかし、これまで新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については支給されるものの、国の補助金交付要綱では国庫補助の対象を、小学校入学前を含まない児童または生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の仕様になっておりました。このため、文部科学省は、平成29年3月の31日付で補助金交付要綱の改正を行い、就学援助要保護児童のランドセルの購入と新入学児童生徒学用品費の単価を従来の倍額にするとともに、その支給対象にこれまでの児童生徒から新たに就学予定者を加えました。ランドセルを購入する小中学校の入学準備のために多額なお金を用意しなくても済むよう、入学前の支給を可能とすることを発表しました。

そこで質問なのですが、就学援助制度の当町としての現状はどのようになっていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 当町におきます就学援助の状況ということでございましたが、少し制度的なことから説明をさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃられたように、経済的な理由等によりまして、就学が困難な児童生徒の保護者に対しまして、学校給食費等の就学に必要な費用の一部を援助する制度でございますが、大きくは3つございます。一つは、この就学援助の対象となるのは要保護、いわゆる生活保護を受けられている世帯でございます。こちらについては、修学旅行のみが対象となります。

続いて、準要保護、こちら生活保護に準じた世帯ということで、当町におきましては、生活保護基準の1.3倍までの所得者に対して支給を行っています。

もう一つは、特別支援学級に在籍してある世帯に対しまして援助を行うものでございます。

そうした中で、平成31年の2月現在の支給対象人員でございますが、要保護につきましては小学校7名、中学校9名、準要保護については小学校が509人、中学校が282人、特別支援で小学校58人、中学校15人ということで、合計いたしますと880人という数字になってまいります。昨年同時期でいきますと、昨年が819人、一昨年が735人ということで、年々ふえてきているといった状況でございます。

今年度、その880人を小学校全体で見ますと、小学生では、全体の24.8%、中学校でいくと28.5%、全体では26%の方がこの受給をされているということで、前年度からすると1.6%程度ふえているといった状況になっております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 今年度の一般会計当初予算で、就学援助事業費が前年度よりも1,000万円ほど上がっておりますけれども、これは、もう児童数の増加ということで単純に考えてよろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 議員がおっしゃるとおり、児童数の増加に伴うものでございまして、先ほどここ3か年間の数値も申し上げましたけれども、年々ふえてきているといった状況になっております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 2019年度予算案で、政府は義務教育の就学援助の補助対象項目に卒業アルバム等を盛り込んだとあります。困窮する家庭を対象に市町村が学用品、修学旅行費など一部を支給し、国が2分の1を支給する。昨年から、入学前の前倒し支給が全国で広まっておりますが、先ほど答弁いただいたとおりですが、また、新年度の予算、ランドセルから卒業アルバム

までの支援の手が差し伸べられたと聞いていますが、卒業アルバムを家庭の事情で購入できない人や、また、強制じゃないために購入されない人もおられると聞いていますが、現状を教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 済みません。先ほどの答弁の中で入学準備金の部分がちょっと不足しておりましたので、その分もあわせて説明をさせていただきたいと思います。

先ほど御質問がございました新入学時の学用品費の支給に関してでございますけれども、この就学援助費の中には、学用品費とか、あるいは給食費とか校外活動費、修学旅行費等々の項目があるわけでございますけれども、この新入学の学用品費につきましては、入学時のいろんなランドセルとか、あるいは中学校においては制服代とか、こういった非常に経費がかかる中で、従前は入学後の7月に支給を行っておったところでございますが、当町におきましては平成29年度から、30年度4月に入学される方を対象といたしまして、新入学学用品費の前倒し支給ということで支給をさせていただいております。今年度も、この2月から受付を行っておりまして、今年度も小学校が74人、中学校が99人の方が申請をしてこられている状況でございます。

また、あわせて金額につきましても、国の基準が示しますように、昨年度から倍増いたしまして支給を行っているといった状況でございます。

そうした中で、御質問の卒業アルバムに関してでございますけれども、平成30年の12月に文科省のほうから通知がまいっておりまして、2019年の要保護児童生徒の援助費補助金の予算額案という中に、確かに卒業アルバム代というのが新たな項目として加わってきているところでございます。これについては、生活保護、要保護が対象ということになってはいますが、あわせて準要保護等についても、市町村の判断でというような内容となっているところでございます。

まだ、当町におきましては、今後どうするかということは、これから協議ということになるわけでございますけれども、この卒業アルバムに関しましては、従前は校納金ということで、全てのお子さんを対象として支給をしておったところでございますけれども、近年は、こういった制度が少し変わってきておりまして、町内の小中学校8校ある中では、宇美中と東中学校、この2校に関しましては、希望者が、卒業アルバムを業者に直接代金を支払ってアルバムを受け取るというような仕組みとなっております。

今年度の申し込みにつきましては、宇美中学校で全体の95.6%、東中学校で97.3%ということでございますので、一部の保護者の方々は、これを希望しないといったこともあるようでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 卒業アルバムは全員に支給されるものと思っております、私、ちょうど

今度還暦で四十何年ぶりに人と会うんですけども、多分卒業アルバムを見ないとわからないと思うんですよね、いろんなあの、年齢が重なってですね、だから、そういう部分からするとですね、この大事な卒業アルバム、もう皆さんにやっぱり配られるのがいいんじゃないかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、いろいろもう説明いただきましたが、最後に町長に見解をお願いしたいと思います。

家計における教育費の負担の重さ、少子化の一因にもなっています。経済格差が教育格差につながり貧困を生んでいることも大きな課題であります。また、児童虐待やいじめの原因にもなっていると思います。こうした現状を変えるために、人を育てる未来への投資、もちろん国や県の施策との連携が必要であると思いますが、さらに進めていく必要があると思います。

本年10月より幼児教育無償化も始まります。今後、教育環境の平等性が不可欠であり、これに伴い、児童虐待やいじめの問題の解消にもつながると思っております。次世代の担い手を育てるためにも、また、全ての子どもの可能性を開くためにも、積極的な取り組みの重要性を感じておりますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 失礼いたします。教育費の負担の重さが少子化の一因になっていると、また、経済格差が教育格差につながって、引いては、児童虐待やいじめ、不登校の一因ともなっておるというようなことで、こういった現状を踏まえまして、人を育てる未来への投資の必要性、これについての見解を問うというお尋ねではないかというふうに捉えております。

前段の教育費の負担軽減につきましては、先ほど課長が御説明しましたとおり、国におきまして、負担を軽減するための援助制度が、最近、充実、拡充をされておりますので、町といたしましても、この制度の趣旨に鑑みまして、国や県との連携のもと、しっかりと対応していきたいと、このように考えております。

また、後段の経済格差が、児童虐待や不登校、いじめ等の一因になっているといった御指摘につきましては、近年のマスコミ報道等を見ましても、そのような実態があるということは十分に認識をいたしております。

この解消に向けましては、やはり経済的な問題だけじゃなくて、本当にさまざまな視点に立って対策を講じる必要があると、このように考えております。

そこで、まず、一義的には、何はおきましても、学校教育におきます教育活動の充実を図ること、これが不可欠ではなかろうかというふうに考えております。加えまして、子育てに悩んである保護者の方の相談窓口の設置でありますとか、子どもの育成に係る負担を保護者だけが背負うのではなく、学校、家庭、地域が、それぞれの機能を発揮しながら、有機的に連携をしていく、こういった仕組みづくりも必要なんではなかろうかと、このように思っております。

こういった観点から、当町では、うみハピネスを拠点に、就学前の子育て支援機能を集約いたしておりますけれども、御指摘の虐待やいじめ等の問題は、就学前と、それから就学後、これをやっぱり通して、一貫したきめ細かな支援が必要であると、このように考えておりますので、その体制づくりに向けまして、本議会に課等の設置条例を提案させていただいているところでございます。

また、課長も答弁しましたように、関係機関や、これは児童相談所も含まれますけども、関係機関や団体等で組織いたします要保護児童対策地域協議会、これを設置いたしまして、児童生徒の実態把握のための情報交換等を通しまして、必要な支援を行っているところでございます。

あわせまして、住民の皆様が一番身近な組織であります自治会でありますとか、あるいは校区コミュニティには日常的な営みや、それから、さまざまな活動等を通して、このような事案の発生に抑止がかかると、あるいはきめ細かな、なかなかワンチャンネルでは把握できないような、本当に地域から発する、そういったきめ細かな情報の収集等についても、こういった自治会、あるいは校区コミュニティの動きに大いに期待を寄せているところでもございます。

さらに、町独自、これは、町独自というのは、いわゆる単費ですね。宇美町の予算の中で取り組んでいる取り組みといたしましては、専門性や機動力を有したスクールソーシャルワーカー、こういった方々を配置するとともに、原田小学校内に教育相談室を設けまして、臨床心理士2名を配置するなど、教育格差の是正でありますとか、憂慮すべき虐待、あるいはいじめ問題等に現在対応しているところでございます。

今後とも、こういった取り組みの充実を図りまして、経済格差が教育の格差へと連動していかないように、また、無限の可能性を秘めました一人一人の子どもたちの未来が閉ざされることのないように、しっかりと取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 教育は人づくりであります。宇美に誇りを持ち、健やかに生きる人づくりの実現に向けて、教育環境の整備がより一層向上し、また、100周年に向け、夢と希望ある宇美町に発展するための実現を願い、質問を終わります。ありがとうございました。（傍聴席で拍手する者あり）

○議長（古賀ひろ子君） 8番、黒川議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから11時5分まで休憩に入ります。

10時54分休憩

.....

11時05分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号2番。11番、飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 11番、飛賀貴夫です。

今日は、3月11日は東日本大震災から8年の歳月がたちました。改めてお亡くなりになられた方々や御遺族の皆様に対しまして、衷心より御冥福をお祈り申しますとともに、被災された方々やまだ余儀なく避難生活を送られている皆様に対しましても、心からお見舞いを申し上げます。

さて、本議会の一般質問から質問者の質問時間が、執行部の答弁を除き30分となっており、初めての試みですので、よろしく願いをいたします。

それでは、宇美町少年の翼事業の今後についてと題しまして質問を行います。

最初に、この宇美町少年の翼事業の目的と経緯をお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川社会教育課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 失礼いたします。

まず、目的でございますが、宇美町の次代を担う少年少女が相集い、隣国、韓国を訪問し、現地におけるホームステイ及び交換交流、視察研修及び団体生活を通じて、相互の友情を深めながら、国際視野を広めるとともに、事前研修や団体活動における規範意識の醸成、団体相互の連帯を確立し、今後の地域団体活動に役立てることを目的としております。

また、経緯でございますが、この交流事業の開始に当たっては、西暦665年につくられました、日本最古の山城、大野城跡を宇美町が保管、保存を行っておりますが、この山城の築城に当たっては、古代の百済の人の指導で築かれております。

このように歴史的つながりもあることから、宇美町と現大韓民国扶餘教育支援庁は昭和61年から学生の交流事業を始めております。交流は34年を迎え、日本から韓国へ訪問した子どもたちは600名を超えております。

逆に、韓国から宇美町へ訪れた子どもたちは220名を超えている状況でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） この事業の交流先である、隣国、大韓民国扶餘教育庁とのホームステイ及び交換交流、視察研修は、小中学生という多感な、純真無垢な子どもたちに多様な価値観に触れるチャンスを通して、他国の人たちと平和に共存する感性を持ってもらいたい。グローバル化が進んでいる今日の中、子どもたちがこの21世紀を生き抜いていくために、多文化と触れることで他国を尊重し、また自国に誇りを持ち、みずからの力でコミュニケーションを図り、

国際社会で貢献できる力を養うことが望まれます。

しかし、昨年末の韓国海軍艦艇による自衛隊機への火器管制レーダー照射問題も解決の糸口は見えず、すっかり冷え込んだ日韓関係に、さらに慰安婦問題で、天皇の直接謝罪というきわまらない要求が飛び出し、事態はますます悪化の予感で、慰安婦問題、徴用工の最高裁判決、レーダー照射問題、文喜相国会議長発言等、深刻な事態が続出する中、韓国の自治体と姉妹都市など、交流協定を結ぶ日本の自治体には、交流中止を求める苦情が相次いでおり、担当者らは対応に苦慮していると聞き及んでおります。

そこで、今日まで宇美町少年の翼事業を進めてこられた中で、先方の政治的な事情で渡航が中止になったことがあるか、お伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 失礼します。

本事業も過去におきましては、2回中止になった経緯がございます。

直近では、平成20年に教科書問題に絡みまして、韓国扶餘教育庁から交流事業の無期限延期の通知がございました。内容としましては、日本が竹島を中学校教科書の解説書の中に表記するところ、公式化したことによりまして、韓国国民全体で、日本に関しまして世論がよくない状況であるというところで、時期は適切ではないというような内容でございました。

そのほかにも、平成13年度におきましても、サピ少年団が日本に来るという年でございましたが、これも同様に韓国世情不安のために当町に来ることは中止になったと、2回ほどございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） それでは、団員が帰国し、その後、大韓民国扶餘の子どもたちやホストファミリーの交流があるのかどうかをお聞きします。それと、その交流が何組あり、継続しているのか、実情を把握されてあるのか、また、先ほどの答弁の目的は達成されたのかをお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 失礼します。

韓国、ホストファミリー等との交流につきましては、継続調査をしているということはありませんので、把握はしておりません。ただ、子どもたちがホストファミリーを訪問した際に、やっぱりそちらのほうと連絡先とかを交換しまして、連絡のやりとりをしているところはお聞きしております。

目的は達成されたのかというような御質問でございますけど、子どもたちにとりまして、文化

や習慣の違いを他国において、子どもたちがこの交流を通して、コミュニケーションの大切さや語学を学ぶ意識が向上したというふうには感じております。これも子どもたちのアンケート調査によって、「やはり語学は大切だ」、「コミュニケーションが大切だ」ということは、子どもたちそれぞれが感じているというところだと思います。

これも一つの大きな成果ではないかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 今日まで、34年間にわたり大韓民国扶餘教育庁や扶餘の子どもたちやホストファミリーとの交流事業を継続されてきたことは大変素晴らしいことだと思います。その成果が平成28年3月に、第11回西日本国際財団アジアKids大賞の受賞につながったことは名誉なことで、今日までこの事業にかかわった多くの関係者の方に、敬意と感謝を申し上げます。

しかし、深刻化する日韓関係、双方の歴史教育の大きな差異、事業開始時期からの社会情勢、生活環境の変化、募集団員の減少、当町の受け入れ先の問題等々、さまざまな問題が発生しています。

私は、平成11年にPTAの代表として引率指導者、平成26年には宇美町教育関係者扶餘郡視察研修、平成28年には少年の翼実行委員長兼引率指導者として、3回渡韓させていただいております。

平成28年に渡韓したときには、平成11年の時と17年の時の流れを感じましたが、扶餘現地研修に先立ち、団員は宿泊研修をはじめ、事前研修を行い、韓国の言葉や文化、歴史の学習、扶餘教育庁における歓迎会での韓国語の挨拶やリコーダーの練習など、充実した時間を過ごし、扶餘現地研修では、事前研修のときにたどたどしい韓国語での挨拶やリコーダー演奏が、出発までの日々を一人一人の自己練習の成果で、見事な挨拶や団員全員息のそろったリコーダー演奏に驚かされ、子どもたちの学ぶことに対する意識の向上に感銘を受けました。

今日では、インターネット等によりさまざまな情報を得ることができますが、実際に見て、触れて、感じて得たものは、情報だけでは比較にならないことを経験し、また、日本での学習では味わうことができない、かけがえのない貴重な体験や感動を覚え、今日まで学習した内容を生かし、韓国の友達やホストファミリーとの交流の輪を十分に深め、帰国の際には、涙が切れない別れとなりました。

しかしながら、日韓関係が深刻化する中、果たしてこの事業を続けていくことに考えるところがあります。確かに国同士と地方の関係は別、市民交流は続けるべきだという声もあると思います。

しかし、一たび、歴史問題になると一変いたします。さきに言いましたように、そもそも歴史教育の差異や反日教育、韓国国内での慰安婦問題を象徴する少女像の設置数が急増し、全国で100体を超えていて、日本総領事館前に少女像が設置されている釜山市などでは、日本の植民地支配に抵抗した三・一独立運動から100年を迎える本年3月1日にあわせて、新たな徴用工像を設置する計画もあり、日本では反韓感情が高まっています。

31年度一般会計に、財政が厳しい中、宇美町の未来を担う子どもたちのために、少年の翼事業に予算計上していただいていることは非常に評価されるもので、少年の翼事業は継続していくものと思いますが、今日に至っては隣国に公費を使つての交流に疑問を感じます。

大韓民国扶餘教育庁や扶餘の子どもたちとの交流には長い歴史がありますので、公から民間レベルに、交流事業を移行することを検討してはいかがでしょうか。

そこで、近隣町の小中学生の国際交流の動向についてお聞かせください。特に、継続しているのか、中止になったのか、またその中止の要因等をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○社会教育課長（安川忠行君） 失礼いたします。

まず近隣町でございますが、新宮町におきましては、平成24年度までは韓国釜山との交流を行って行りましたが、現在は、平成24年度をもってこの事業はなくなっております。理由につきましては、韓国側からの通知というようにお聞きしております。

久山町におきましても、韓国の中学校との姉妹校提携というところの提携をやって行りましたが、これにつきましても、平成25年に廃止ということに、姉妹校の解消になっております。

あとは、太宰府市でございますが、太宰府市においても、韓国の扶餘の小学校と交流をしているというところで、これはまだ継続をされております。

交流事業ではございませんが、糟屋地区におきましては、粕屋町において、アジア太平洋子ども会議のホームステイの受け入れの事業は、少年の4年生から6年生の数名の受け入れのみ行っているというような状況でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 中央教育審議会の学習指導要領の改訂に基づき、2020年から外国語活動が必修化となり、小学3年生から外国語活動が全面実施になりますが、学校教育課長にお伺いいたします。外国語活動とは英語教育として理解していいのか、その辺をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 今、議員がおっしゃいましたとおり、2020年度からの新学習指導要領の実施に伴いまして、小学校におきましては、小学校5、6年生が、これまで外国語活

動ということで、英語になれ親しむことを目的とした授業が行われておりましたが、これが外国語ということで教科化をされます。また、小学3年生、4年生については外国語活動が新たに授業として行われます。

ここでいう外国語というのは英語を指すものでございまして、これによりまして、小学校段階における英語教育の拡充が図られることとなっております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） そこで、これからの国際社会を生きる児童生徒が、外国の方々との交流の体験を通して、外国の文化や言葉を理解しながら、外国への興味や関心を持つ狙いとして、外国語活動の一層の推進を図ることを目的とし、英語圏への少年の翼事業を展開し、訪問先を新たに調査研究してはいかがでしょうか。

また、2020年には、町制施行100周年を迎える契機として、少年の翼事業を軸に、老若男女を問わず多くの町民が参画できる国際交流の調査研究をして、将来的に交流先との姉妹都市をそれぞれ提携し、教育、文化、歴史、スポーツ、産業、観光などの分野で、個性を生かした相互交流を推進してはいかがでしょうか。

にぎわいのまちづくりにも寄与すると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 当町が現在実施をしております大韓民国扶餘教育庁との交流事業、少年の翼事業につきましては、先ほど来、課長が答弁しましたように、また議員のほうからも詳しく御紹介がありましたように、私も国際化の流れの中で、歴史、文化を軸としたこの子どもたちの国際交流事業は意義のある取り組みでございまして、また、これまで大きな成果をおさめてきたと、このように思っております。

しかしながら、事業の開始から34年の時が流れる中で、ここ数年は団員の確保や受け入れ体制の整備などに、非常に苦慮しておると、こういった現状もございまして、加えまして、議員からありましたように、近年は我が国と韓国との間では、さまざまな問題が発生をしておりまして、国家間の問題だけでなく、国を挙げて反日感情が高まるなど非常に憂慮すべき状況にございまして。

このような現状に鑑みまして、現行の少年の翼事業につきましては、こういった時代の変化に伴い、一定初期の目的は達したのではないかと、このように思っております。

何よりも、まず団員の子どもたち、そして引率する指導者の安全が大きく懸念をされるという、今現状にあるのではないかとこのように思っておりますので、こういった意味からも現行事業は見直すべきではないかと、このように考えております。

ただ、当町と扶餘との間で友好関係を構築をしながら、長年続いてきた事業でありますので、事業を終了するに当たっては先方扶餘との円満な合意が不可欠であると、このように思っており

ます。そのためには、まずはこの合意に向けまして、扶餘教育庁としっかり協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

また、英語圏の国や地域との新たな国際交流事業の創設についてでございますが、これからの国際化時代を生き抜く子どもたちに対しまして、語学はもちろん、豊かな国際感覚や感性などを高める、こういった機会を提供することは非常に大切であると思っておりますし、町制施行100周年後の次の100年に向けた人づくりという観点からも、意義深い取り組みになるのではなかろうかというふうに考えております。

そのようなことから、最優先で取り組むべき現行事業の整理が整った後に、交流先や交流の内容、事業の形態、事業費等々、これ何分相手があることでございますので、こういった新たな事業の創設に向けての調査研究に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 飛賀議員。

○11番（飛賀貴夫君） 早急にその調査研究チームを発足していただき、この事業の発展充実に努められますことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子君） 11番、飛賀議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） 通告番号3番。5番、入江議員。

○5番（入江政行君） 改めまして、こんにちは。日本共産党の入江政行です。

本日は、3月11日、東日本大震災発生後8年となります。たくさんの犠牲者に哀悼の意を捧げ並びに被災者の心痛察するところでございます。ニュース報道にもありますが、今、宮城、福島の方、復興に際して、6割の方が進んでいないと、帰還困難区、また仮設住宅での生活、余儀なくされております。

また、政府が発表しました、復興庁が2021年に廃止されるんです。まだ復興半ばで、こういった復興庁を廃止する、何だろうと思っております。私は、その復興を最優先課題としまして、国がこれは取り組んでいくべきだと思っております。このことを申し上げまして、質問に移らせていただきます。

まず、初めに水道民営化ストップということで、質問いたします。

1番に、生存権保障としての水道法を維持していけるのかということで質問いたします。

水は私たちの暮らしになくてはならないものです。その水をグローバル企業、もうけの本意の民間企業に売り渡そうとしています。水道改定案はわずかな審議で今年の国会で可決しました。水道法は安全で安定的に水を国民に等しく供給するために、憲法25条の生存権保障を具体化するものとして、1957年に設定しております。

現在の水道事業経営を行う公営企業に利潤はなく、黒字は全て将来の水道事業へ再投資される、水道に利潤を含むことを認める水道民営化にストップ、絶対反対だと思っています。

水は命の源です。宇美町は山紫水明、すごく自然豊かな土地に囲まれています。水はたくさんあります。水の地産地消、これをやるべきです。自己水源で行うべきです。

憲法、水道法の理念に真っ向から反するものであります。今後生存権保障としての水道法を維持していけるのか、このことについての見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木上下水道課長。

○上下水道課長（藤木義和君） 失礼いたします。

まず、水道法改正法案でございますけれども、平成30年の12月6日に成立をいたしております。今回この水道法改正法案について若干御説明をさせていただきます。

まず、5つの大きな柱で改正が行われております。まず、一つ目は、国や都道府県、市町の水道事業者に対して水道の基盤強化、要は継続的な水道事業を運営していくための基盤強化、維持管理だとか、施設の管理、もしくは運営面でちゃんと将来にわたって継続していきなさいというような基盤強化に関する規定の責務を設けております。

2つ目は、広域連携の推進でございます。都道府県は広域連携を推進するために関係市町、水道事業者がある関係市町を構成員とする協議会を設けることができるというのが2点目です。

3点目が適切な資産管理。水道事業というのは、浄水場を含め管路を持っておりますので、そういった資産管理を適切に推進しなさいということです。計画的な更新に努めて良好な状態に保ちながら、安定供給を図りなさいというのが3点目でございます。

4つ目が、先ほど議員がおっしゃっております、官民の連携というのが設けられております。地方公共団体が持っている水道事業者が、水道事業者としての位置づけを維持しつつ、許可を受けて、水道施設に関する公共施設等の運営権を民間に設定できる仕組みを設けた、これが4点目です。

5つ目が給水装置工事事業者の更新制度、適正な給水装置工事を担保するために、水道指定工事店の5年の更新制度を設ける。この5つが水道法改正法案の大きな柱となっております。

先ほど来からおっしゃっております、民間のコンセッション方式、こちらについても若干御説明をさせていただきます。

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共団体が所有したまま、運営権を民間事業者を設定できるというのがコンセッション方式になります。具体的な内容といたしましては、PFI法に基づき運営権者、民間事業者は設定された運営権の範囲内で水道事業を運営、料金もみずから徴収。地方公共団体は運営権者が、これ民間事業者が設定する水道施設の料金の範囲を事前に条例で定める。これは議会の議決事項になります。地方公共団体は運営権者の監視、

監督を行わなければならない、いうふうになっております。

生存権のお話をされておりましたが、水道事業、現在の宇美町の水道事業としての今の考えでは、水道事業を取り巻く環境というのは、非常に厳しい環境に置かれているというのは事実でございます。将来の人口減少、水道収益の減少、水道施設の老朽化、そういった更新のおくれなどが全国的にも問題となっております。

これらの解決につきましては、各水道事業者が判断して対策を講じるということになっております。幾つかの選択肢がある中で、単独で運営していく、もしくはコンセッション方式の民間委託を考える、もしくは各水道事業者が一緒になって連携して広域化を進めていくというような選択肢の一つであるというふうに考えております。

宇美町としては、今、生存権というお話も出ましたが、民間の運営権を設定したコンセッション方式については、現在のところ考えておりません。導入による大きな理由といたしましては、まだ法案が成立して導入をした事業者がまずないということ、導入による実績、問題点の検証、得られる費用対効果、そういったものがまだ明らかではないということが挙げられます。

また、施設の更新や維持管理、こういったものを民間に委託することにより、水道事業者、私たち職員ですけれども、そういった技術が民間へ流れていき、公共側に今後、その運営権者、民間事業者を管理、指導する技術が徐々に失われると、そういった懸念もあることから、今のところ導入については検討も行っておりません。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今の課長のほうからコンセッション方式について若干の説明がありました。これは各自治体で判断できるということを聞いています。その中で、ここ浜松市の切り抜きがあるんですけれども、市民の団体によって、民営化、今、ストップじゃないんですけれども、延期になっております。

やはり、市民が声を上げれば、こういった悪を、言わざるを得ないんですけれども、ストップできるかと思っています。

コンセッション方式について若干の説明がありました。2番目に、民営化のコンセッション方式に疑問があるかということで質問いたします。

水道法改定のポイントは、民営化と広域化の推進なんです。民間企業の参入で、全国で2.7兆円の水道料金があります。これを市場化しようとしています。2.7兆円あるんです。水を商品として扱うように仕組みを変えようとしているんです。

コンセッション方式は、資産となる施設は自治体が保有し、企業は運営権を得ます。水道料金は企業に入り、そこから運営権対価という収入を自治体を得る仕組みになっています。資産は自

治体が保有、企業は固定資産税を払う必要はないんです。また、いろんな訴訟があります。リスクを自治体に負わせようとしているんです。今言いましたように、住民の訴訟のリスクは公が負担するようになっていきます。このことがコンセッション方式の採用の最大の問題点となっています。

この件について見解をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○上下水道課長（藤木義和君） 国会で定められた法律ですので、その中身について私が云々というところは、意見というところではないんですが、コンセッション方式というのは、確かに議員がおっしゃられるように、民間が水道事業を運営し、民間が料金を徴収して、みずから水道事業を運営する。その対価として、水道事業者、地方公共団体がその対価を得るということになっています。施設の更新、こういったものもコンセッションの中に含まれて、その料金で全て運営していくということになっております。

ですが、先ほど来から、私のほうから御回答させていただいておりますけれども、今のところ水道コンセッション方式、このコンセッション方式というのは、水道事業を運営していく選択肢の一つであるということで捉えております。この選択肢の一つで、コンセッション方式の採用については、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今、コンセッション方式を導入しないという考えで少しは安心しております。

3番目に、広域化をセットにダム依存を高めようとしているということで、質問いたします。

国は広域化と官民連携、民営化をセットで進めています。約1,300事業ある水道事業を都道府県に一から数事業に統合し、広域化を進めようとしています。母体となる事業は、県営水道や企業団と呼ばれる用水供給事業を想定しています。

広域化水道は主にダムが水源なんです。ダムの場合は地下水源の3倍と、原価が高くなる、地下水など貴重な自己水源を廃止してしまう事態が起きる、広域水道だけに頼ると災害時に対応ができない事態が起きると言われています。

広域化について、私も全面否定しているわけではありません。このことについて見解をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○上下水道課長（藤木義和君） まず、広域化でございますけれども、先ほど来から御説明をさせていただいておりますけれども、広域化というのは決して民間を含むものではございません。

複数の水道事業者、公共同士が事業の統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化ということで、これが広域化と呼ばれるものです。全て事業が合併することが広域化ではないということを、御理解をいただきたいというふうに思っております。

まず、幾つか御紹介をさせていただきますと、水道事業の事業統合というのは、町と町、もしくは市と町が水道事業を合併するというのが、事業の統合になります。経営の一体化というのは、水道事業の個々の所有権はそれぞれが持っておって、経営を一本化しましょうという、料金も一本化しましょうというのが経営の一体化になります。管理の一本化というのは、各水道事業者が持っている水道施設の運転管理業務を一本化しましょうというのが、同じところに委託しましょう、運転管理の業務だけを委託しましょうというのが、管理の一体化。施設の共同化というのは、例えば、隣接する町同士が新たな配水池を更新するのであれば、町同士がもしくは市と町が一つのものをつくって更新費用を抑えましょうと、要は更新費用を抑えるために、一つで2つの町を供給しましょうというのが、施設の共同使用ということになります。

広域化のメリットというところになりますと、水道事業が広域化をすることによって、スケールメリットを生かした運営ができると考えております。まず、料金の安定収入もしくはランニングコストの縮減、こういったものが広域化のメリットとして考えられます。また、人材とか資金、施設、水源等も共同使用することによって、技術もしくは基盤の強化を図っていくということになります。

先ほど来からお尋ねのダム依存を高めるのかというところになるんですが、水道事業者がどこと合併するかにもよるんですが、持っている水源を有効利用を図ることになります。例えば、今後老朽化を迎える、更新を迎えるような水源であれば、更新をせずに、合併した町とか市、水道事業が合併したところの水源を有効活用しながら、更新費用を抑えていこうというようなのが、広域化であろうと思っております。

ダム依存を高めるものではなくて、持っている水源を共有して費用対効果の低い水源などはもうやめていきましょう、投資を抑えましょうというのが、目的にあるものと考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 今の質問に対して、宇美に浄水場3カ所ありますよね、それで、今稼働しているのが2カ所、柳原に1カ所浄水場ありますよね。これに3つを稼働して宇美町で水を確保できないのか、今、企業団から受水していますが、85%が企業団から買っていますよね。その辺で、柳原浄水場というんですか、あそこを稼働すれば、宇美町で宇美町の供給を賄えるんじゃないかなと思うんですが、その辺についてはどうお考えですか。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○上下水道課長（藤木義和君） まず、柳原浄水場については稼働しているというか、配水池をつくってこちらから水を送って配水池から供給しているということで、全く稼働してないわけではないというふうに御認識をいただきたい。

浄水処理ということで、ろ過池を稼働させているかということになりますと、浄水処理のろ過はさせておりません。

まず、宇美町全部で自己水源で賄えるかという御質問でございますけれども、今、費用対効果の薄い水源、例えば、電気料金とかを投じてあまり水が上がってこない井戸というのがございます。そういった井戸については、全て今のところ休止もしくは廃止の方向で検討しております。

現在のところ、全く企業団がない状態で給水できるかといえば、できないこともないです。安定供給に問題があると思っています。最近では雨が降っておりませんので、そういったものがやはり雨の少ない時期においては、制限給水もやむなしというような状況になってしまうというのがありますので、安定供給には厳しい状況でございます。

福岡市水道企業団からの水が85%と、今おっしゃいましたけれども、平成30年度の実績ではまだ80.5%だろうというふうには思っています。福岡市水道企業団というのは、当然上水を供給してくるんですけども、昭和56年から供給が始まっております、そのことにつきましては、大型団地開発とか、そういったものがございまして、宇美町が水を送ってくださいというような協定を結んでおります。

ですので、まず、その協定に基づいて送られてきている水を先に使ってしまう。なおかつ足りない分を自己水源で補充していく。水道企業団の水を先使いしていますので、今回7月豪雨以降、雨が少ない状態でありましたけれども、渇水等にもならず、安定供給が図られているというのは実績としてございます。

今後とも企業団の水を利用しながら、自己水源の温存を図り安定供給には努めていきたいというふうには考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） わかりました。次の質問に移ります。

世界では、再公営化の流れになっているんです。世界には民営化を進めた国も少なくありません。この15年間で32か国、267件が再公営化されています。フランスでは、2000年から2009年まで33件だった再公営化の事例が、2010年以降73件にふえています。世界で再公営化が広がったのは、やはり料金が高くなった、情報開示がなく経営が不透明、設備投資が計画どおりに行われていない、企業が福祉より利益を追及することに気づいた。再公営化についての検証は十数年前のもので、数件しか行われていないです。本当に皆さんのほかの方から失敗すると言われていながら、政府は聞く耳を持たず、法案を可決しています。

日本の国って、政府って反省が全然ないですね。本当にいいところをまねすればいいんだけど、悪いところをいつもまねするような国になっていると思います。

水は自治体の基本、単純な水の消費者になってはいけないということですね。老朽化対策については、老朽化が進んでいるのは、国の予算配分が問題だと言われています。このことについての見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○上下水道課長（藤木義和君） 世界の流れは再公営化に進んでいるという御質問でございますけれども、おっしゃるように、世界でいきますと再公営化に進んでいる国もございます。

実際に、今回の水道法改正法案で、ちょっと確認したい点もございましたので、私のほうから日本水道協会もしくは厚生労働省水道課のほうに問い合わせをさせていただきました。確かに、厚生労働省も、世界の中では再公営化するという動きを把握しているようではございます。

世界の三大メジャーの民間水道事業者と申しますと、フランスのスエズもしくはヴェオリア、イギリスのテムズ・ウォーター、こういったところが各国に進出をいたしまして、水道の民営化で事業を展開しているようでございます。

先ほど、議員の発言の中にもありましたように、再公営化というところで行きますと、先進国の中でもヨーロッパが多いようでございます。中でも、特にフランスのほうが大きくて2010年にフランスのパリ市、こちらが民間事業者、スエズとヴェオリアから再公営化をしております。この原因となったのは、先ほど来から出ていますけれども、施設の更新事業が適切ではなかったとか、水質に問題があったとか、料金が値上がりしたとか、そういったいろいろな諸問題がございまして、まず、市民のほうから再公営化する動きが広がっていったという実情がございまして、そのほかにも、不採算事業であるとか、そういったことで民間事業者が撤退したという事例もあるようでございます。

こういった事業が確かに民間の利益追従型というところで、御心配をなさっているところでありましょうけれども、宇美町としては先ほど来からお答えしているように、今のところ検討もしていないということでございます。

それから、国の補助金制度がどうなのかというところをちょっと御質問されてはいたしましたがけれども、水道事業に関しては補助金確かにございます。水源開発補助金だとか、生活基盤安全総合交付金だとか、そういったものがございまして、その補助金の額が3分の1もしくは4分の1といった補助率になっております。

その中にも結構条件厳しいものがございまして、例えば、40年を過ぎた、要は地方公営企業を定められた法で、40年を超えた管でないとか補助にのせられないよとか、そういった確かに厳しい条件というのはございます。そういった、今後うちの40年を超えるような管についても、

検討しながら進めてまいりたいとは思っておりますが、今の厚生労働省からの補助金状況は以上のようにしております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 最後になりますけれども、全員協議会でも話しましたけれども、水道管の耐震化ということでお尋ねします。

全国で設置されている主要な水道管のうち、震度6強程度に耐えられる耐震適合率の平均値が、2017年末時点で4割に満たないんですね。導水管、送水管、基幹管路と呼ばれる水道管を対象にしています。運営権を購入した民間企業がどこまでの業務を負うのか不明確で、水道管の耐震化に全く責任を負わない可能性があるかと懸念されています。民営化にされると、その事業者がですね、この耐震化については関知しないということが言われているんです。それで、民営化というのは、やはりやっちゃいけないと、私は考えています。

その耐震化の状況で、これは先日も申し上げましたけれども、40%弱なんですけれども、最低は鹿児島県の22.4%、最高は神奈川県71.3%です。だから耐震化については4割弱しか進んでいません。このことについての見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 藤木課長。

○上下水道課長（藤木義和君） お答えをいたします。

水道管につきましては、おおむね3種類の管路がございます。今、議員もおっしゃられましたように、水源から浄水場までの管路を導水管と呼びます。各浄水場間の連絡管もしくは浄水場から配水池間の管を結ぶのを送水管というふう呼びます。配水池から各事業者、末端給水までの管路を配水管というふうに分類しております。

ここで耐震化率について御説明をさせていただきますけれども、ここでは大きく受益者に影響する配水管についての耐震化率を、回答をさせていただきます。

現在、アセットマネジメントを策定中で、おおむねほぼほぼ配水管路について仕分けが終わって分析も終わっております。配水管の耐震化につきましては、平成17年3月に福岡の西方沖地震があったことは記憶に新しいと思っております。宇美町近郊におきましても、警固断層もしくは宇美断層もあることから、平成17年から基幹管路に耐震管を採用しております。平成18年度からは全面的に75ミリ以上の管については、耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管を布設を行っております。さらに、平成28年からは50ミリの管についても、高密度ポリエチレン管を採用して、さらなる耐震化を進めております。

耐震化率ですけれども、過去の整備状況、ずっと今まで水道事業整備されてきたわけですけれども、過去の水道事業の整備状況から、先ほど議員がおっしゃったように、基幹管路というところで御説明をさせていただきますと、過去の整備状況から、宇美町が所有する管はパイ50ミリ

の配水支管から400ミリまでの配水基幹管路まで持っております。これらは恐らく2つに分類されるだろうと思っています。基幹管路と配水支管。基幹管路というのは、配水本管という意味でございますけれども、配水本管は150ミリから400ミリまでを配水本管として、基幹管路として、50ミリから100ミリまでを配水支管と分類した場合の耐震化率ですけれども、150ミリ以上の耐震適合率は、現在のところ集計値では43.9%がレベル2をクリアした基幹管路であるというふうに分析をいたしております。

配水支管になりますと、やはり入り組まったところだとか、給水件数が少ないところについては、50ミリとか、75ミリとかの管路をやっていますので、そういったところは、どうしても後回しになったり、布設がえのタイミングを見計らいながら、管路更新をしていくことになろうと思っています。

今後の管路更新計画ですけれども、平成27年に長期整備計画を立てております。長期整備計画で、平成27年から37年まで長期整備計画を立てて、管路更新計画を立てておりますけれども、おおむね平成34年くらいまでは下水道管と布設が共同でやる布設がえを実施を計画いたしております。34年度以降については、老朽管対策を計画をいたしております。

主な地域といたしましては、受贈財産、団地開発によって引き取った財産、こういったところが耐震化の機能としては、かなり厳しい状況がございますので、そういった大型団地を布設がえをする計画といたしております。

何せ、計画でございますので下水道の補助金とか、そういった状況によっては延伸の可能性もございます。ただ、年次を立てながら、水道事業に関しては、更新計画を立てて毎年更新を行っているというような状況でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 最後になりますけど、水道民営化は、本当に命の水を利益追従型の企業に売り渡す、本当に危険な法案だと思います。我々にじかにかかっている問題なんですね、浜松の事例もありますように、市民の力で、やはり矛盾点たくさんありますんでね、声を上げて、ストップをやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから13時まで休憩に入ります。

11時56分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

入江議員の一般質問を続けます。入江議員。

○5番（入江政行君） 2つ目の質問をいたします。

議題としては、教職員をふやし、異常な長時間労働の是正をということで質問いたします。

今、学校はブラック職場になっている。教職員の長時間労働は社会問題になっています。政府も、教員の長時間勤務の早急な是正を掲げました。対策は肝心の教員増がないなど不十分なものです。

国民、教職員が力を合わせて、国や自治体に必要な対策をとらせ、学校を安心して働き続けられる場にするのが求められています。なぜ教職員が長時間労働になったのか原因を究明し、改善が必要だと思えます。

まず初めに、限界に達する教職員の長時間労働、国の教員勤務実態調査、2016年に、対象は小中学校、教員は月曜日から金曜日まで平均12時間働き、休日の土曜日にも働いている。副校長、教頭の勤務はさらに過酷です。学校では午前2時、3時に退勤し、別の教員が5時、6時に出勤するという状況です。また、泊まり込む教員もいるそうです。忙し過ぎて教職員同士のコミュニケーションがとれない、精神疾患により休職者がふえ、過労死も後が絶たない状況になっております。教員の長時間労働は限界に達していると言われております。

宇美町の今の現状と、このことについての見解をお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 現在、学校現場におきましては、議員御指摘のように、教職員の長時間労働が問題化し、学校におけるこれまでの働き方を見直すことが課題になっております。

このような中、専門性を高める研修や児童生徒と向き合うための時間を確保し、教職員が日々の生活の質を豊かにし、身近な人間性を高めることで、児童生徒への効果的な教育活動ができることになることが重要であることは、認識しているところです。

宇美町の各小中学校の勤務実態につきましては、現在、宇美町各小中学校におきまして調査中ではありますが、学校の業務にも繁忙期がありまして、そのときの超過勤務の実態があることは聞いております。

また、議員御指摘の宇美町の実態の精神疾患による休職者につきましては、本年度は1名です。過労死につきましてはございません。今後教育委員会としましても、勤務実態を把握するとともに、教職員の長時間勤務を改善し、ワーク・ライフ・バランスがとれた生活を実現できるよう取り組みを進めてまいります。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 精神疾患患者、過労死がないということは本当に喜ばしいことです。それで、一つお聞きしたいのは、長時間の実態というのは把握されていませんか。

この先生がどのくらい1日に働いているとかいう時間的なものがわかれば、簡単でも結構ですけど、教えていただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 先ほど申しましたように、現在、調査中でございます。タイムカード等を活用して教職員には、特に校長等には勤務時間を管理するよにということで、今、図っておりますが、先ほど繁忙期ということを申しましたけども、研究発表会とか、あといろんな行事の中で非常に忙しくなる時期になりますと、超過勤務がふえている者が何名かいるということは、学校に行きまして聞いているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 次の質問に移りますが、長時間労働を生み出した、3つの根本問題があると思います。

初めに、教員1人当たりの授業負担は長い間、1日4コマ、週24コマとされ、定数配置が行われてきました。国はその基準を投げ捨て、教員の授業負担をふやしたんです。

学校週5日制、ゆとり教育という形で、1992年部分実施、2002年に完全実施、教員増なしで行っているんです。1日4コマの基準に従えば、勤務日が週6日から5日に減れば、担当できる授業も当然6分の5になるはずなんです。約17%が減るはずだったんですが、学校週5日制に伴い授業減は約7%なんです。ここに本当問題があるんです。その結果、教員の1日当たりの授業負担がふえたんです。

重大なことは、授業が教員増なしに、さらにふやされたことが原因なんです。国は、学習指導要領を上回る授業時数の確保を求める、異例の通達を出した。2003年です。小学校の多くの教員が1日5コマ、6コマの授業をしています。授業準備や採点、各種打ち合わせ、報告づくり等、長時間の残業は必至なんです。中学校での授業負担は1日5コマなんですけど、部活指導などのために小学校以上の長時間労働となっています。このことについての見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 結局、今、なぜ忙しいのか、大きな理由の一つに、議員御指摘の学習指導要領の改訂に伴う授業時数の増加が考えられます。背景にありますのは、脱ゆとり。文部科学省がゆとり教育によって減少した学習量を再びふやす方向にかじを切ったからです。

また、これからの新学習指導要領のもと、主体的・対話的で深い学びや、外国語活動など、新たに始まるにもかかわらず、教職員の勤務時間の中で、それを学んだり議論したりする時間を生み出すのは、大変難しくなっているのは現状です。

しかしながら、このこと以外に本町における超過勤務時間増加の理由としましては、個々の児童生徒や保護者への教育相談、生徒指導上の問題の対応と、学校が抱える課題が複雑化、多様化

していること、また、学力向上に向けての授業改善や教育活動の一環の充実が求められていることなどが考えられます。

これらの対策としましては、宇美町では現在、超過勤務の縮減に向けて教職員に対するタイムカードなど、昨年4月1日に導入し、各学校におきまして勤務実態を把握し、教職員への意識づけと教職員の業務改善につなげていくよう取り組んでいるところです。

在校時間が月260時間を超えた教職員につきましては、管理職が面談の上、実態を把握し、勤務時間縮減に向けた助言を行い、3か月以上改善が図られない場合は、教育委員会が報告を受け、各学校の実態に応じて、指導、助言をしているところです。今のところ、そのような実態は報告されておりません。

また、議員御指摘のように、超過勤務時間増加の理由に、中学校における部活動指導の時間が挙げられますが、このことにつきましては、現在、本町の部活動ガイドラインを策定し、今後も部活動への負担軽減を図ってまいりたいと思っているところです。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 1990年前後から、先ほども質問がありましたけれど、不登校の増加、また、いじめ問題など学校の抱える課題がふえました。貧困と格差が広がることで、子育てへの不安や困難が深まり、保護者とのかかわりも複雑さを増し、教職員の負担はふえたということが考えられます。

国や自治体は、全国学力テストや自治体独自の学力テスト、行政研修の増大、土曜授業、教員免許更新制、人事評価、学校評価など多くの施策を学校に押しつけ、教職員の多忙化に拍車をかけたということです。競争と管理によって子どもや教職員を追い立てるもので、教育現場をさらに疲弊させるという問題があります。この件についても回答をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一朗君） 教職員の多忙化に拍車がかかっている状況の解決を難しくする理由は幾つかあるように思います。

その中から、先ほど答弁いたしました、教職員が多くの仕事を抱えていることです。これは議員のほうも御指摘があるところでございます。

そのほか、学校では、不登校問題の対応、いじめ問題などの事例と指導上の対応などだけではなく、多様な業務を教職員が行っている現状があります。

そのほかには、議員御指摘の貧困と格差問題の対応です。例えば、本町ではありませんが、朝食を食べてこない子どもに、学校が朝食を準備しているという話も聞くことがあります。ここでは、教育と福祉の連携が浮き彫りになってきております。これは子どもの命や健康管理という観点から、やむを得ないものであると考えております。また、そのほかにも学校が担うことではな

い内容にかかわっている実態も聞きます。

今後は、学校が担う業務の明確化と適正化を図り、具体的な削減目標や内容の設定を検証し、業務の総量を削減することが重要になってくるものと思います。基本的には学校が担うこと、負担軽減が可能なこと、学校以外が担うべきことなどのように、業務の精選を図っていくことが重要であります。また、これらを推進するためには、地域との連携が重要であり、学校の外の社会的支援がどれくらいあるかによって、学校の対応も変わってくるものと考えております。

今後、教育委員会としましては、これまで述べましたことを踏まえ、宇美町の教職員の勤務実態を把握し、宇美町の教職員の働き方、取組指針の策定について検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 貧困と格差の問題で、貧困児童が本当に増大しているんです。今、朝食を出していると言われていました。これを例えば、フードバンク等々、また、私の知り合いの弁護士が、香椎のほうなんだけども、子ども食堂をやっているんです。こういった方たちと連携をして、貧困児童というのは本当に増大しているんで、そういったことで取り組んでいければいいと思っています。

それとですね、今から残業のことに入る前に、ある先生が労基署に残業代払われてないと言に行かれたんですよ。労基署はうちでは取り扱えられないと、結果的には一応今裁判で闘争している実態がございます。

その中で、公立学校の教員が、法律で例外的に残業代ゼロとされてきたことも重大です。公立学校教育職員給与特別措置法、給特法というんですかね、の下で、先生が何時間残業したのかわからない状態が続き、長時間労働が野放しになっていました。今、教育長からタイムカードを設置したと、これは小中学校全部に設置するようにしていただきたいと思っております。

問題の根本にある、教員定数や残業代ゼロの見直しを行わず、1年単位の變形労働時間制の導入、また、短時間で成果を上げた教員を評価する人事の仕組みを提言しているんです。夏休み以外の異常な長時間労働が制度化、固定化され、新たな矛盾も生じ、問題は解決していません。

俗にいう、日本の国内総生産GDPに占める教育機関への公的支出割合は先進国で最低なんですよ、日本。2.9%です。こういうことが、やっぱり教育にお金を出さない。今、イービス艦を買ったり、ステルス戦闘機を買っている。その前に教育にお金を国は出すべきだと、私は思っています。このことについて見解をいただきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 残業代のないという御指摘だろうと思うんですけど、超過勤務が発生しましても、教職員には残業代がありません。先ほど、議員御指摘の公立の義務教育諸学校等

の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法という法律があるんですが、その法律によって、時間外勤務手当は支給されないこととなっています。それは、教職員には学校外の教育活動や夏期休業などがあり、非常に勤務時間の管理が困難という理由からだと思っています。

そのかわりに、給料月額4%の教職調整額が支給されています。この調整額につきましては、本当に残業代として適正なのかどうかの判断は、非常に難しいのではなかろうかと思っていますところでは。

私ども教育委員会としましては、先ほど御提案しました、宇美町の教職員の働き方取組指針を策定して、長時間労働が野放しにならないように取り組んでまいりたいと思います。その際、教職員の働き方への意識改革と業務改善、中学校教職員における部活動の負担軽減、教職員の負担軽減になるための専門スタッフなどの活用をしっかりと考えて、残業時間の軽減につなげていきたいと思っていますところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 最後になります。

教員は労働者であるとともに、教育の専門家です。子どもたちは、人類が蓄積した文化を学び、他者との温かい人間関係の中で、一人一人が個性的に人として育ちます。教員の仕事は、みずからの使命への自覚、それと結びついた広い教養や深い専門的な知識、技能が求められる、とうとう専門職でございます。

教員の専門性の発揮のためには、それにふさわしい労働条件が必要でございます。ところが今、教員はブラックと言われるような異常な労働条件におかれ、教育の専門性に必要な自律性も奪われている。子どもの実情や保護者の願いに応じた、柔軟で人間味のある教育が難しくなっていると、私たちは、地方から教職員の皆さんと力を合わせ、国、県に対して、改善策を要求して活動を行いたいと思っています。

最後になります。町長に一言見解をお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 木原町長。

○町長（木原 忠君） 町長にというようなことでございますので、議員のほうから、先ほど来、教職員の時間外といいましょうか、議員の言葉をかりれば、ブラックということありましたけれども、私ももともと教員しておりましたけれども、やっぱり公教育というのは、学習指導要領、いつの月までにこれを教えなければならないという、そういうある意味一定の憲法的な法律もございまして、人を、子どもという未完成の人間をやっぱり人間形成目指して育成していく、指導していく、助言していくという、そういう意味では非常に専門職と言われるそういう意味合いを持った職種ではなかろうかと思っています。

そういう中で、今、確かに授業時数がふえた分、これも一つの要因であろうと思いますけども、

やっぱり今の学校、例えば、私も学校現場におるときには、うちで歯磨きをせんから学校でさせてくれ、この食べ物は食べられんから、こういうことを留意してくれという、子どもそのものが持っている個性、あるいは本来家庭で行うべき家庭教育範疇にかかる部分も学校に、すなわち教職員に、そういった負担がどっと、非常に昔と比べてたくさんそういう内容が、学校のほうに持ち込まれている状況もあるのかなと。

だから部活、それから授業時数の改善等々も大きな要素になると思いますけれども、私個人的に思うのは、そういったいろんなさまざまな子どもたちの生活環境、家庭、そして教育長は地域でもそういった機能を、役割を分担をしていくというようなこともちょっと答弁いたしましたけれども、そういった教育を施すもの、受けるものという、当事者同士、何か問題が起こったときには、非常に解決が当事者同士で直球でやりますので、なかなか難しい。そういったところにちょっとこう地域とか第三者的な立ち位置の方がかかると、これはうまく改善に行ったりですね。だから、まさしく今、おこなっております、例えば、コミュニティとか、自治会とか、そういった力も付加をしながら、そういった仕組みづくりというか、そして授業改善の部分、そしてそういった生徒指導とか、生活の指導とか、そういった部分にかかわる部分の例えば仕組みとか、そういったものを総合的に形成できたときに、今の状況がかなり改善できるのかなというですね、そういう感じを持っております。

あと、ちょっと制度的なものについての改善策については、教育長のほうからまたちょっと答弁したいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 町長にお答えいただきましたけれども、教職員の服務監督は教育委員会です。教育に関する事務執行責任者は私だと思っておりますので、最後に答えさせてもらってよろしいですか。

先ほどから質問をお受けして、非常に学ぶことが多かったんですが、教職員の働き方改革を実現することは、教職員みずからの意欲と能力を最大限に発揮し、健康でやりがいを持って働くこと。また、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保することにつながり、ひいては、宇美町の教育のさらなる充実となり、教職員におきましては、結果的に、議員御指摘の教育の専門家としての教育の質の向上につながると考えております。

今後、宇美町教育委員会では、教職員の働き方改革につきまして、各学校と一体となって取り組み、生じた課題につきましては、福岡県教育委員会等々にさまざまな機会を通して、具申してまいりたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 本当に最後になりますけど、教職員採用に当たって、ある文献からありま

すけど、小学校の教員採用に当たって、適応となる英検準1級を所持していないとならないということ聞いたんですけど、それはその辺についてはどうなのでしょう。お伺いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 濟いません。もう一度質問の趣旨をお願いしてよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 小学校の教員採用に当たって、その採用基準の中に、英検の準1級を有するものがあると聞いたんです。ある新聞で見ましたけど、それについてはどうお考えなのか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 教職員採用の内容に当たっては、町の教育委員会も十分に承知してないところであります。今の話は十分に私どもは聞き及んでいませんので、またそのあたりはしっかり研究させていただきたいと思っています。

○議長（古賀ひろ子君） 入江議員。

○5番（入江政行君） 最後になります。例えば、この長時間労働の一番根本的な問題は、やはり教員増しかないと思うんですよ、処遇改善のためには。それを強く述べまして、質問を終わりにいたします。よろしくお願ひします。

○議長（古賀ひろ子君） 5番、入江議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子君） 通告番号4番。1番、丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 1番、丸山です。よろしくお願ひいたします。

今回の一般質問は、戦略的、積極的な広報宣伝活動を展開して、宇美町のブランド力の向上と題し、広報宣伝活動について質問いたします。よろしくお願ひいたします。

また、広報宣伝につきましては、全ての課に関係いたしております。課長の皆さん方、心の準備よろしくお願ひいたします。

さて、宇美町が抱えている最重要課題といってもいいと思います、人口減少問題ですが、最近10年間くらいは毎年100人程度の減少が続いています。少しずつ人口が減少していく、これなら何とか対応できると思っていますけども、問題は人口減少に急激な高齢化が重なり、そのことで、地域の活力が一気に失われていくことが懸念されています。

宇美町が一時期人口増加率日本一になった時代もありました。その時期に転入してこられた住民が一気に高齢化します。自治会やコミュニティでも、役員のなり手がいない、また町にとって税収が落ち込むなどのさまざまな問題が一気に噴出することが予想されます。

これらの課題を克服するためにも、若い子育て世代を宇美町に呼び込むことが大切です。また、現在宇美町に住んでいる子育て世代に、宇美町に住み続けたいと思っていただかななくてはいけな

い、こう思っております。

子育て支援策の充実や待機児童ゼロ、この政策が幸いしていると思います。また、アパートの建築ラッシュ等とも重なり、子どもが就学するまでは、宇美町に住む方がかなりの数おられます。しかし、子どもが小学生以上になると、宇美町を離れて大野城市や春日市、志免町、粕屋町などに移り住む方が多いと聞き及んでおります。大変残念なことだと思っています。

また、ふるさと納税応援寄附金ですけれども、宇美町の寄附金額は同じ糟屋郡内の志免町、お隣の志免町です、10分の1以下です。新宮町に至っては約50分の1、宮崎県の都農町、ここと比べますと、約200分の1しか集まっていないと聞き及んでいます。数字が間違っていましたら、後で訂正いたします。

今後、返礼品の規制が厳しくなっていきます。もちろん魅力的な返礼品づくりや新たな返礼品の開拓も大切なんですけれども、納税者に関心を持っていただけるような取り組みが必要です。ふるさと納税をしたくなるような事業展開やこれまでに取り組んできた事業報告を含めた宣伝活動が大切になってきます。

大切なことは、名前も知らないような自治体に対して積極的に寄附をしようとは、余り考えないということです。そのためにも宇美町の魅力を掘り起こし、全国に伝えていく作業が必要です。知名度アップに取り組み、全国に名をとどろかせなくてはならないと思っています。

宇美町には魅力的な観光資源がありますが、全国の有名な観光名所に比べると残念ながら知名度が低く、交流人口の増加に結びついていません。せっかく宇美町にある観光資源を全国に、そして世界に情報発信しなければ交流人口の増加には結びつかないと思っています。

先ほど話した、若い子育て世代を宇美町に呼び込む、そして現在宇美町に住んでいる子育て世代に、宇美町に誇りを持ち、そして宇美町に住み続けたいと思っていただくための取り組みが第1の視点。ふるさと納税応援寄附金の増額に向けての取り組み、これが第2の視点。そして、宇美町の魅力的な観光資源の宣伝で交流人口の増加を目指す、これが3つ目の視点です。この3つの視点を中心に戦略的、積極的な広報宣伝活動の展開について質問していきたいと思っています。

若い子育て世代を呼び込むための取り組みとして、さまざまな施策に取り組み、成果も出ていると思います。最初に、子育て支援課長にお尋ねします。

現在のところ待機児童ゼロが実現できています。大きな成果であり、これを情報発信することで、子育て世代の流入にも大きな効果があると思います。これまでに、何か広報宣伝活動を行っていますか。町内居住者向けと町外居住者向け、情報発信、それぞれ回答していただきたいと思っています。

○議長（古賀ひろ子君） 安川子育て支援課長。

○子育て支援課長（安川禎幸君） 回答いたしますが、待機児童ゼロというところで、まず、うち

のほうから、例えば町内、町外に直接的な働きかけといいますか、広報はやっていないというところがございます。

ただし、県が取りまとめたうえに公表いたします。県が公表しますが、その上で新聞報道等されますので、ここでかなり広報になると、間接的ですがなっていると。現に、年度の中途でございますが、宇美町はゼロです。実は糟屋地区では、うちと古賀市だけなんですけれども、そういうふうには報道等が出た時期に、町の内外からいろんな問い合わせとかがあっているところがございます。

それと、何で積極的に広報しないのかというところですが、現在のところ4月1日時点はゼロなんです、そこでぎりぎりの状態というところで、年齢階層によってはちょっと入れないというところもございますから、だからそこ辺のそごがございまして、慎重になっているというところがございます。

今後はちょっとまだ保育所の民営化をはじめ、施設整備を進めてまいりますので、その辺が解消されましたら、積極的にやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 宇美町と古賀市だけ、待機児童ゼロ。これ大きな成果だと思いますよ、本当に。子育て支援課頑張られて、いろいろ施策も打ちながらやっている、もったいないと思います、宣伝しないのが。いろいろ事情があつてと思いますけれども、先ほど、今後のこともお聞きしようと思いましたが、言われましたので、割愛します。よくわかりました。

8月9日木曜日、宇美町において、宇美町空き家バンク媒介に関する協定書の締結式が開かれました。すばらしい画期的な取り組みだと思っています。町のフェイスブックでは締結後から14日後、8月23日にフェイスブックに投稿されました。私も即行でシェアしました。

その後の経過などは投稿されていません。広報うみでも一度紹介されたと思っています。それっきりです。宇美町の空き家、今後急激な増加が予想されます。町のフェイスブックで繰り返し何回投稿しても費用はかかりません。紙媒体含めて効果的な宣伝活動を展開すべきだと思っています。環境課長にお尋ねします。

宇美町空き家バンクの取り組みについて、フェイスブックで一度、広報で一度の掲載で宣伝効果は上がっているとお考えですか。

○議長（古賀ひろ子君） 太田環境課長。

○環境課長（太田一男君） 議員おっしゃられますように、たしか8月に空き家バンク、開設しまして、速やかにフェイスブックに載せさせていただいたところございまして、その後何ら——この空き家対策に対します周知につきましては、ホームページを活用した周知が主になっています。

今後ですね、そこらは精査をさせていただきまして、フェイスブック等々でどのような形が最適な効果があるのかというのを検証させていただきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 空き家バンクの取り組み、今後の広報宣伝活動、今おっしゃられましたけれども、町内向け、町外向けいろいろあると思うんです。もう一度、どういうふうに展開していくべきかということ、すべきか、考えていることを教えてください。

○議長（古賀ひろ子君） 太田課長。

○環境課長（太田一男君） 他町の事例等も参考にさせていただきながら、空き家が皆様方に周知をされると同時に、空き家バンクが積極的に活用されるような方策を検討してまいります。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） わかりました。

昨年9月議会で、町立小中学校にエアコン設置、設計費の予算が計上され、12月議会では整備予算可決されました。これこそ子育てに関する宇美町のビッグニュースだと思っています。

私も、9月に方針発表された後、「宇美町の小中学校エアコン設置方針決まる」と題して、フェイスブックに投稿しました。それまで、実は100件の「いいね！」があったことは一度もなかったです。この投稿、一気に130件来ました。反響の大きさに、また関心の高さに改めてびっくりしたところです。

学校教育課長にお尋ねします。これまでエアコン設置に関する宣伝活動、広報宣伝活動ですね、何か行いましたか。町内向け、町外向け、それぞれ回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田学校教育課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 小中学校へのエアコンの設置に関する周知でございますけれども、昨年の8月24日に臨時議会におきまして、設計委託料の予算の計上の承認をいただきまして、即座に8月27日に町のホームページにおきまして、町長名でエアコン設置を進めていくことになりましたということで、掲載をさせていただいております。

また、あわせて10月号の町の広報誌の中で、町長室の窓からというコーナーにおきましても、同様に小中学校にエアコンの設置が決定したということで、広く町民の方々にお知らせをさせていただいたところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ビッグニュースですね、非常に関心が高かった。ホームページで掲載したこと、また広報で掲載したことで、事は足りているとお考えですか。それ以上必要ないとお考えなのかという、こういったことが一つです。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） これで足りるのかどうかということをございますけれども、まずは町民の皆様方にお知らせをする必要があるということから、決定になりました直後にまずはホームページで、そして広報でということでお知らせをしたところでございます。

また、この間ずっと、この工事については準備を進めてまいっておりますので、この後、工事が決定になりましたら、今度は学校を通じまして保護者宛てのプリントを配ったりとか、いろんな手法を講じまして、広く皆様方にお知らせをしてみたいと考えておるところです。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 今のは、町内向けということですよ、広報とか、保護者に対して、町外に向けての情報発信というのは、必要性をお感じになっているのかどうか、ここをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） このエアコンに関しましては、全国的な流れの中で、当町においても設置をさせていただいているところで、たくさんの方々から関心を持たれている内容であるかと思えます。そうした中で、広く皆様方にお知らせをするということにおいては、いろんなSNSとかを使って周知をする方法もあろうかと思えますけれども、こういったものが効果的であるかどうかということも踏まえまして、宇美町においてもそういう工夫をしながら、広く皆様方にお知らせできるように、広報活動に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） わかりました。もう一点お聞きしたいことがあります。

2月の26日に開かれた、宇美町学校教育推進協議会、これに私も参加させていただきました。宇美町教育委員会の取り組みや各学校での取り組み、そして成果が非常によくまとめられており、ここ数年の学力向上あるいは生きる力の醸成等に対する取り組みがしっかりあらわれてきているなど、実感しました。すごくよかったと思っております。

これらの取り組みに対して感じたこと、とってもいい取り組みをされているんです。ただ、その場で完結してしまっていて、宣伝活動、広報活動が上手にできていないな、大変もったいないことだと感じました。この宇美町の学校教育推進協議会の取り組みや成果について、広報宣伝活動は行われましたか、町内向けと町外向け、それぞれ回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 2月の26日に行いました、学校教育の推進協議会についてでございますが、この協議会につきましては、1の年度に2回開催することにしておりまして、主に5月に1回、2月に1回ということで、5月に当該年度の事業計画等を説明し、2月でその成果を発表するという場になっております。

ただし、この協議会の参加者につきましては、各学校のその学校運営協議会の委員の方々ある

いはPTA、学校関係者ということで、参加の範囲が限られております関係で、なかなか広く周知をするということには至ってないわけでございますけれども、当日の各学校が報告しました内容等につきましては、それぞれの学校におきまして、いろんな学校通信等を経由して広く皆様方にお知らせをしたところでございます。

今、非常にいい取り組みであるということで評価をいただいております。こういった内容がまた広く皆様方にお知らせできるように、PRをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私ですね、こういった取り組み、宇美町の教育に関する取り組み、比較的批判ばかりしてきたんです、実は。そういったことも含めて、しっかりやっているという面を、もっともっと幅広い人たちに宣伝していくことが、宇美町への子育て世代の流入に着実につながるんじゃないかなと思っています。

特に、今後町外に向けての情報発信等、どういうふうに取り組もうとお考えになっているか、考えてないならいいです、それで。ちょっとお答えください。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○学校教育課長（原田和幸君） 特に、具体的に今どうこうということはないですけども、やはり宇美町のことをまず皆さんに知っていただいて、そうしたよさを知っていただくことで、宇美町に住みたいなと思っていただけるように、私ども学校教育のほうでも、さらに教育の充実に向けて取り組んでまいりたいと思いますし、いろんな機会を捉えて、広報活動ができるように進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） ありがとうございます。

私、6月議会の一般質問の冒頭でスーモマガジンのお話をしました。覚えてあるかなと思います。新しい住まいをと考えている子育て世代の方々をターゲットにして、福岡都市圏の特色ある学校教育の取り組みを特集してありました。あの企画は自治体が子育て世代を呼び込むために、不動産業者とコラボレーションする、まさに戦略的に広報宣伝活動を行っている典型的な取り組みだと思っています。

先ほどの空き家バンクの取り組みで不動産業者さんとのつながりもできてきていると思います。空き家バンクの広報宣伝活動も大切なんですけれども、そこに学校教育や子育て支援課の取り組み、こういったことをコラボレーションできないかなと思っています。まさに子育て世代の流入を促進していく上での戦略的な広報宣伝活動だと思います。

宇美町役場の現在の機構の中で、こういった複数の課にまたがるような事案、これは今の現在の機構の中において、どこがどのように行うべきなのか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 議員の御質問にあります複数の課にまたがるような事案をどのような形で調整しているのかというところでございますが、まず一つ、政策調整監というものが、今、課長の中では2名、私と建設・都市計画課の一木課長、この2名がこの政策調整監という形で配置されております。

議員おっしゃられますように、複数の課にまたがるようなことの調整等については、この政策調整監が間に入りながら、その各課の橋渡しを行っておるとというのが実情でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 政策調整監、これアップするんですか。例えば、そういったことを企画するのは政策調整監が行うと言ってあるんですか。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 先ほど申しあげましたように、調整を行っておるところで、結果複数の課にまたがるようなときは、どちらの課がどのような形でアップするのかというような形の調整を行う。政策調整監がまさかこれ全く事案もわからない中で、そのような業務を行うことももちろんできませんので、各課の調整行い、どちらの課がどうするのかというようなところの調整を行うという形でしか方法はないと思っています。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私はそういった面も含めて、しっかり全体的に見渡しながら、複数の課にまたがるような事案についても積極的な広報活動を行っていただきたいと思っています。

本当は、総務課のそういったところ、広報とかつくってあるところ、そういったところが中心になって戦略的なものを練っていくのかなと思ったんですけども、なかなかその辺がうまくいってないのかなという気がしています。

次に移りたいと思います。

現在宇美町に住んでいる子育て世代の方に、宇美町に住み続けたいと思っていただかなくてはいけないと思っています。そのためには、宇美町の魅力を住民の方々に理解していただき、宇美町に住むことに誇りを持っていただくことが大切だと思っています。広報うみの充実も大切な取り組みだと思っています。

広報うみについてお伺いしますが、新年度は印刷製本費の大幅な増額を行ってあると思います。これ、事業一覧にも掲載がなかったんで、意図するところが理解できません。その意図と方針についてお伺いします。あわせて昨年予算、ことしは646万2,000円計上されています。

あわせて、これ回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 広報の担当は総務課でございます。おっしゃいますように、広報とい  
いましてペーパーベースの広報もありますし、最近ここ四、五年、とつても、自治体でも活発  
的に使われているSNS、これらの担当も総務課であります。総務課が全ての取りまとめを行  
っておるといって、総務課が全ての情報発信を行っているわけではないというのが、ま  
ず一つでございます。

あくまでも、各課から出てきている情報を、一つのアカウントで配信しているというのが総務  
課の今の役目であるというのが一つであります。

御質問にあります広報誌面のほうでございますが、これは2か年の契約という形で、12月議  
会の折に債務負担行為として予算要求させていただき、そこで丁寧な説明を差し上げていたか  
と思えます。

ちょうど本年がその2年の広報業者の入れ替え時期になっておるといって、12月議会の  
定例会の折に、その債務負担行為として2か年事業としての経費を上げていた、そこでの説明も  
行っていたということで、今回、資料説明の中ではもうさしあげておりませんでした。

金額が上がっているということでございますが、実は2年前、今の業者になっておるわけ  
でございますが、さらにその2年前の業者のときは、今回の計上している金額ぐらいだったわけ  
でございます。何ゆえ、じゃあ、本年度のこの金額が2分の1ぐらいになっている内容になっ  
ているのかと申しますと、全て自前で行っているからでございます。

これは、役場の財政の問題、行財政改革の中で絞れるものは絞る、自分たちでできるものは自  
分たちでやる、そういった観点から自分たちでやるという形で、今現在やっております。

これは、もう職員が約1名かかりっきり、土曜も日曜もないような状態で広報担当として従事  
させております。

ただ、その、じゃあ2年前はどうだったのかと申しますと、広報の誌面をつくることから、  
取材まで含めたところで業者発注しとったというところでございます。

ということで、今回新たに来年以降2年間の契約に関しましては、広報誌面をつくること  
に関しては、業者のほうにお願いをするという形で、プロポーザル方式により業者選定を行いま  
した。

それで応札のあった業者から最終的には選考を受け業者決定をし、4月号からは業者が変わ  
るという形になるわけでございますが、そのような中で、これまで全て自前であったものを業者の  
ほうでつくってもらうといったところまで含めましたので金額が上がっているというところ  
でございますが、この2年間、とにかく自前でちょっとでも安く上げるという形で考えとったわけ  
でございますが、今、議員、おっしゃられますように費用対効果を見た場合、逆に業者につく  
ってもらったほうが安いんじゃないのかというようなことも出てまいりました。

また、職員の働き方改革の問題であったり、土日もないような状況で仕事をさせておるといったことにも問題等々があると、私たちも考えまして、今回、業者に関しては広報誌の誌面をつくるどころまで含めた業者発注で、12月にその予算計上を債務負担行為として上げさせていただいていたというのが答えでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 何か業者に丸投げみたいなイメージが、今、ちょっとしたんですけれども、取材はどうするんですか。取材も業者が行くんですか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 4年前は、取材も含めてというところでしたが、今回は取材は含めておりません。各課で取材をするという形で、今、考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 次に、広報うみの編集体制についてお伺いします。

各課から編集委員を選出していると思います。普通、編集会議と言われるものは、誌面構成や特集記事の企画など、1回発行するごとに複数回の会議が必要だと思っています。もちろん議会広報でもそういったふうにやっています。

現在どうしているのか、今後どう行っていくのか回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 広報を発行するに当たっての編集会議でございます。

各課からその広報担当者として1名、名前つけ出しをしていただき、編集会議というものを、今の段階では年に3回行うという形で、あとは個別協議を行わせていただいている。

では、何で3回なのかということですが、これはまず一つ、方針です。1年間でどの月にどういった特集を載せて行くのかということ、やはり1年間のタイムスケジュールをびしりと決める。これが1回。

それと、中間での見直しを行い、最終的に3回目に関しては、次年度にどのように結びつけていくのかというような話し合いをしているところでございます。

いずれにしても、今、広報誌の誌面につきましては、20ページ構成で行っております。ピーク時は28ページ構成であったということで、今、現在8ページ落ちになっております。

少ない誌面の中で効率よく住民の方に読んでもらえるような広報誌づくりというところで、詰め込めばいいというものではなく、やはり、その行間を読ませるような広報誌面にしないとけないとか、そういったところも含めて広報担当が業者と、また、各課の広報担当者と協議をしながら、いい誌面づくりに心がけているというのが実情でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 28ページから20ページにページ数を減らして、しかも行間を読ませると、すごい編集技術だなと思います。それで宇美町の住民に対して、きちんと伝えたいことが伝わるのかということ懸念しています。

特に今回、業者につくらせる。どういうふうにつくらせるのか、ちょっとよくわかりませんが、その辺の充実というのを、しっかりやっていく、そこには、私、編集会議の重要性というものを、もう少し担当課として認識したほうがいいのではないかなと思います。

普通、広報誌をやるときは、年3回じゃ絶対足りないですよ、本当に。姿勢がよくあらわれているなというふうに思います、本当に。町としての姿勢がです。

それはさておき、現在は表紙と裏表紙がカラー印刷、中は2色刷りです。全てカラー印刷にしても、実は費用というものはほとんど変わらない、若干の上乗せぐらいです。いかがでしょうか、これだけの予算増額を行っておられますんで、全ページカラー印刷、考えておられるのか伺います。あわせて、今回の予算増額によって、何がどうよくなるのか回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

広報誌でございますが、先ほどそのページ、ピーク時が28ページ、今現在が20ページということですが、多分、住民の方、また議員の皆様方に関しても、広報の質が落ちたという感覚は、多分ないんじゃないのかなと。逆に、ほとんどの方がそんなにページが減っているというのは気づかれていないと思います。というのは、それだけ広報担当者が努力しておるところでございます。

というのは、広報担当者は、実は今現在契約している業者から年に12回、この技術指導を受けるという形での、これ契約を結ばせていただいているのが今現状でございます。

この12回の業者指導の中で、その業者さんがこの印刷を行うに当たり、いろんな各町の広報誌を扱ってあったりとか、特に福岡市等々での、そういう広報関係を扱っている業者でもありますので、いろんなプロの目からそういう助言指導をしていただき、それをうちの職員が吸収しながら、今、つくっているというのが、今の町の広報でございます。

これを全ページカラー印刷しても、さほど金額は変わらないだろうということですが、当然見積もりはとっております。ただ、この今現在の、この金額ではおさまらないというのが実情です。多分、全ページカラーにした場合、2割から3割増しの金額になると読んでおります。

今現在、広報誌に関しては誌面単価契約をさせていただいております。1ページ幾らです。というところで、なるべく安い費用で効率よく、しかも質を落とさず丁寧に行っていくという方針をもとに、職員が努力しようということでございます。

今回、その広報をつくるに当たり、先ほど申し上げましたが金額は上がっている、そのつくり

込みの部分から業者にさせるというところが、金額が上がった大きな要因ですというのはお答えしたとおりであります。何よりも職員の負担をどのように減らしていくのかということも、私たち総務課の中ではワーク・ライフ・バランス、極力、外注できるものは外注していく、自前でやるものは自前でやる、この辺の切り分けを、これから明確にしていけないといけない時期だと思っております。

業者に発注するに当たりまして、どのような形で今回プロポーザルをしたのかということにつきましては、質を落とさず、現状よりもいいものをつくってもらいたいということで、応札していただいた業者さんが何社かあったんですけども、最終的に落札業者に関しては、今現在とっていただいている業者がとっていただけました。

という形で、今現在、町で自前で作っている広報を印刷してもらっている業者さんが、来年度からはその誌面構成も含めて取り扱っていただけるという形に相なりましたので、質の低下はないもの、また、より充実した広報誌が作れるんじゃないのかなと思っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 先日、埼玉県の寄居町と三好町というところに、議会広報の研修に行ってみました。

この寄居町は、議会広報が全国最優秀賞、2年連続です。三好町は、町の広報誌が全国で最優秀賞をとってありました。

その広報を見ました、しっかり。レベルが全然違いますよ。ちゃんと、よその素晴らしい広報誌とかを参考にさせていただいて、より、そういったところに近づけるような努力、そういったことをしっかりしていただきたいなと思います。

質の低下に気づいていないというのは、あなただけかもしれませんよ。よろしくお願いします。

さて、広報うみと宇美町役場のホームページ、あるいはSNSのリンクということも大切だなと思っています。情報量が多い記事などはQRコード、広報に添付しておけばホームページに飛ぶこともできます。ちなみに広報うみの2月号にはQRコードは一つもついていませんでした。

広報うみと宇美町役場のホームページ、そしてSNS、こういったもののリンクについて現在の取り組み状況と今後の方針について伺います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） お答えいたします。

広報の関係で、今度はデジタルのほうのお話かなと思うんですけども、そのSNSの部分については、議員、ご存じのように公式なアカウントとして、宇美町ではフェイスブック、それとツイッターを行わせていただいております。

このアカウントについては、公式アカウントとして町で一つ持っているわけですが、基本的にはこのアカウントを利用し、各課が情報配信を行っていているという実情でございます。

当然、全ての情報に関しましては、基本は宇美町ホームページ、これが大前提であると私たちも認識しております。あくまでもフェイスブックであったり、ツイッターであったり、こういったものは補助的なものであるという形であるものであるということで、リンクを張り、そのような形でホームページのほうに結びつけるというような作業はさせていただいております。

ただ、御質問にありますQRコードについては、今現在、まだ取り扱いをしていないのが実情です。

これについては、ちょっと技術的なものも当然ございます。そういったところも含めて、今後、情報管理系のほうで検討協議をしていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） よそは結構やってありますよ。しっかり勉強していただけたらなと思います。

続いて、ふるさと納税についてお伺いします。

金額が伸びていないのは、返礼品のよしあしだけではなくて、町の知名度、ブランド力が低いことも起因しているのではないかなと思います。

新年度予算に84万3,000円の委託料が計上されています。関東地方に新聞広告を出すと伺っていますけれども、この使いみちを含め、ふるさと納税の増額に向けた今後の広報宣伝活動についての方針をお伺いいたします。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） まず今回の一般会計のほうで予算計上しております分につきましては、これまでも若干触れさせていただきましたけれども、関東地区の新聞490万部の中で、宇美町のこのふるさと応援寄附金を広報していく、これが2回予定をしております。

それはそれといたしまして、SNS等の活用につきましては、当然ながら議員の御提案にもありますけれども、私たちも重要なものだというふうに捉えております。

今後、これについて力を入れていきたいと、現状の体制からいきますと、なかなか難しいところもありますが、そこにばかり原因を、やらないというような原因を持っていても仕方ありませんので、とにかく前向きに進めていきたいというふうには考えております。

そのような中で、今後の方針というようなお話になっていきますが、この糟屋地区においては新宮町、それから志免町、この2町については、非常に高いふるさと応援寄附金の寄附をいただいているというようなことです。それから、100周年の関係で、都農町も仲よくさせていただ

いております。

この3町にそういった広報活動、広報宣伝というのはどんなふうですかというのをお尋ねをしております。いただきました回答としましては、マスコミ、マスコミを使った広報が、もう断トツで効果があるというふうに伺っています。

実際、都農町はローカル番組とかで、かなりそういったものをやっている。ただし、これにかかる費用が莫大だということらしいです。年間何百万ということですよ。

宇美町としまして、こういったマスコミを使った広報宣伝をやっているって効果があるのであれば、やっていきたいなというふうには思っておりますが、一方で、平成30年度にしましては3,500万円程度しか応援寄附金入っていないわけですが、そのような中で、現在、国から通達等来ております中で、経費が50%を超えてはならないというものがあります。

仮に3,500万円で来年度も横ばいとなった場合は、完全に経費率が50%を超えてしまいます。よって、次年度、平成31年度につきましては、それが50%におさまるという範囲において、そのような広報活動をやりたいこうということで、3,500万なんていう数字に満足しているわけでは全然ありません。これは当然ながら、1億、2億と、この間も全協で申しましたが、際限なく目指しているところではございますが、このあたり「取らぬ狸の皮算用」になってはならないと。あくまでも3,500万円をベースにしたときには、新聞広報程度が、今回ふるさと応援寄附金の対象外にされない安全な範囲での広報活動だということですよ。

今般のこの、今般といいますか予算を認めていただいて、平成31年度で新聞広告をやり、その結果、大きく寄附金の額が上がってくるようであれば、今後はマスコミを使った展開を考えていきたいというふうに考えております。

なお、SNSにつきましては、先ほども申しましたように力を入れていくということには、これは間違いございませんが、先ほど名前を上げました3町につきましては、実はSNSはほとんどやっていません。担当に確認しましたところ、効果がないということですよ。

これは、それぞれの町の事情にもよるでしょうし、一概にそうだというふうには思いませんけれども、決して万能ではないのかなというのが正直感じているところです。

ただ、重ねて申し上げますが、やらないということではない。今後、こういったのもやってくが、何かにはつながるんじゃないかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） やれることは全てやる、この間も聞きました。何回か聞きました。その成果というのが、見えてこないんです。何をやったかが伝わってこないです、私に全然。だから、今回こういった一般質問をやっているんです。

また、応援寄附金の目標額決めません、際限なくやります、民間でそんなこと言っている人、一人もいませんよ。目標額をきちんと決める、そこに対して何ができるかということを中心に精査する。費用も含めてのそういったところ、どうも、何か物足りなさというのを感じています。

わかりました。本当に期待しています。ここしかないです、宇美町。一般財源ふやしていくため、一般財源というか、そういった財源をふやしていくためには、こういったところをしっかりとやるというのが大事だと思います。

また、後でちょっと言いますけれども、84万3,000円の経済的な効果、新聞はなかなか読まないんですよ、本当に。そこで本当に効果があると思ってやられるんでしょうから、そういった効果もきちんと検証していただけたらなと思っています。

さて、何回か出てきました町のSNSの取り組みについてお伺いします。ちょっと気になる点が1点あるんで、先にお話しします。

3月の9日の土曜日に、私が町のフェイスブックのページを見ていました。住民からのビジター投稿が目に入りました。これは、2018年11月21日に投函されたものです。回答やコメントは掲載されていませんでした。

ちょっと読み上げさせていただきます。

宇美町在住者からの御提案（お願いです）。宇美町では、緊急に住民に連絡したい場合は、町内放送にて、宇美町役場から各所に設置してあるスピーカーを通じて、重要な連絡事項を伝えていただいております。しかし、季節柄、窓を閉め切ったりしていると、放送内容を聞き取ることができない状況が多く発生しています。それでは、緊急連絡放送の意味が全くないかと存じます。0120-898-255に電話して、放送内容を再度確認することは、これは知っています。しかし、せっかく宇美町ではフェイスブックがありますので、重要な伝達事項はフェイスブックで通知していただけると一文字逃さず確実に把握ができて、非常に助かり便利になります。今では、住民のほとんどがスマートフォンを所持し、インターネットへのアクセスも簡単にできるような環境にあります。フェイスブックの更新の手間がふえるので申しわけございませんが、切実な住民の要望を取り上げていただくと助かります。よろしくご検討のほどをお願い申し上げます。こういったビジター投稿があっていました。

宇美町はベッドタウンなんです。町外に出てある方たくさんおられます。防災無線は聞くことができません。そういったことも含めて、どこが担当するのかわかりません、私は。この声を聞いてみて検討を行ったのか、どうお感じになったのか。また、どう対処すべきなのかをお尋ねします。あわせて、コメントや回答をされなかった理由についてもお答えください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 昨年の11月に投稿があった内容等については、私も把握はしておりました。フェイスブックの利用等についてですが、議員もご存じのように、まだそれほど活発に使われていないという中から、それに対する回答をどのようにしたのかというところまで、ちょっと、私、記憶が今ありませんので、ちょっと時間がたっておりますのでどうしたのかが、ちょっとはつきりしません。

ただ、問題はその広報無線で流す内容に関しては、先ほどお話がありましたように、まず一つはフリーダイヤルで聞くことができます。これは存じていますという内容で書き込みがしてあった、それは私も記憶はしております。

もう一つは、宇美町の防災無線登録をすれば、全ての広報無線の内容が、これはメールで届くことができると、これはQRコードつきで周知をしておりますが、なかなか住民のほうには、まだ全て伝わっていないというのが実情でございます。

御質問にありますフェイスブック等で住民の方に周知をしていくという方法については、まず一つ、セキュリティーポリシーの関係等もありますので、これらについては情報担当係を中心に各課の担当者または課長たちも含めた中で、協議を含めその情報の配信の仕方等々について、きちとした内容で検討してまいりたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私、回答も返信もされていないんで、把握していないかと思っていたんです。しているじゃないですか。何で返信しないんですか。そこが一番問題じゃないですか。回答をお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 内容は存じておりますが、ちょっと、どのように回答をしたのかというのが、担当者のほうに任せておりましたので、私のところまで、ちょっと上がってきていないと。上がってきておったのかもしれないですけど、失念しております。ちょっと時間をいただけたらと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 安心安全担当の、今、課長さんですよ、機構改革前ですから。広報宣伝、そういったところの担当の課長さんですよ。失念はないと思いますけれども、非常に残念です。

ちなみに防災無線の内容、フェイスブックにアップしてある自治体、たくさんありますよ。この間、私、いろいろ調べました。参考にさせていただけたらなと思います。

余り時間がないですが、次にSNSを活用した宣伝活動についてお伺いします。

JRの香椎線、3月14日に蓄電式電車のデンチャに生まれ変わりますね。町のフェイスブックにも3月7日に掲載されました。私も速攻でシェアさせていただきました。また、桜の開花状

況もアップされています。いいですね。

本当はデンチャの方針が確定した時点での投稿が欲しかったなという気がしますけれども、また、あとカウントダウン的な投稿、そういったのも欲しかったなという気がします。一步前進したんじゃないかなというふうに思っています。

このページの共通点、役場のホームページとリンクしています。デンチャの記事、役場のホームページに載っています。そことリンクしている。そこに飛ぶことができますね。そこで宇美町の観光情報、しっかり知ることができます。

まさに香椎線に乗ってきて、宇美町の観光名称めぐりにもつながる、戦略的な意図がはっきりしています。今まで余り見られなかった、非常にすばらしいなと思っています。

ちなみにデンチャの記事は38件、シェアが6件となっています。私がシェアしたページでは、「いいね！」が37件です。

想像していただきたいと思います。この記事で、「いいね！」が1,000件、シェアが100件あったとします。全国に情報される数は、発信される数はかなり多いです。

1件の投稿で一気に三、四千人に周知されることとなります。お金もほとんどかかりません。交流人口には、必ず増加につながると確信しています。桜の開花情報についても同じような効果が期待できます。

そこで、今後の、さっきもちょっと触れられましたけれども、宇美町のSNSを活用した広報宣伝活動の方針戦略、今後どう進めていくのか回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 先ほど来からお話があります、そのSNSの活用等について、町全体的にどのように活用していくのかというところでございます。

これらにつきましては、先ほど来から申し上げておりますように、積極的に使うにあっても、いずれにしてもアカウントについては、やはり宇美町役場のアカウントとして配信していくというところで、今現在も各課のほうでそれぞれ写真を撮ってくる。それと掲載文をつくるというのをペーパーと電子の中でやっておるわけですが、一番難しい問題として、個人の端末はセキュリティーポリシー上使わせていないというのが実情です。これが個人で行っているそのSNSと役所が行うSNSのちょっと難しいところ。

どうしてもセキュリティーポリシー上、個人の、例えば 아이폰であつたり、スマホを利用させるというのは、役場の端末に接続をさせるということになってしまいますので、原則これは行わせないというのがSNS上の、その情報ポリシーの中で、一つつくっております。

ということで、写真は先ほど丸山議員のほうからもお話がありましたように、住民の方も、また日本国内いろんなところで情報を見る上で、写真というのはとっても有効的なものであると、

私たちも認識しております。

ただ、その写真を撮るとというのが、各課1台持っておる、それぞれの予算計上の中で持っておるデジカメ等を、今、利用しているというのが実情でございまして、積極的に使うという形で写真を撮り、またその掲載文についても各課のほうで文章をつくってもらい、それを今、情報管理系のほうで一括で上げているというのが実情です。

そういうやり方に関しては、ほかの方法というのが実はございません。これは、いろんな市町村の調べを行いました。アカウントをたくさん持っておって、それぞれが勝手にするというのは、やはりその情報セキュリティ上よろしくないというところで、やはり胴元になるところが必ず必要になるというところで、今現在は総務課の情報管理系の中で、各課の情報を集めてくるというのが、一つ大事かなと思いますが、思った以上に積極的に使われていないということなんで、今回、これを機にいろんな情報、特にこの週末にデンチャの話もありましたし、桜の開花情報等々もアップされました。

いろんなことが、今後、その広報担当者、各課のですね、中で共有され、写真を撮るとというのがとって、なかなか今までの業務の中でそういう考え方がほとんどなかったんじゃないかなと思います。

そういったところで基本的にその各課、写真をしっかり撮ってSNSに上げるといったところも、各課の考え方の中の一つに根づくような組織づくり、体制づくりを行っていきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 役場の職員が、全て写真を撮ってきてアップすると、そういった考え方もあると思いますけれども、その方針の中に、質問書にも書いていましたが、「宇美町よかこ見つけ隊」、「宇美町よかこ伝え隊」、こういったものを創設できないかなと思っています。

宇美町の魅力は、それこそたくさんあります。その一つ一つを広報の担当者あるいは各課の担当者が拾い上げて投稿する、これ、絶対無理です。絶対とは言いませんけど、限りなく無理に近いと思っています。

「宇美町よかこ見つけ隊」、この発想につきましては、最初はSNSの活用講座等を開設して、受講生の皆さんに写真を撮ってきていただく、そして記事を書いていただく、投稿していただく、簡単な取り決めさえ行っておけば、大半の記事はそのまま投稿できるでしょう。先ほどのビジター投稿、こういったものを利用していいと思います。

隊員をふやしていく方法は、ほかにもさまざまな方法があると思います。隊員がふえたら、例えば桜の開花状況、紅葉の状況、河原谷のつららの状況、職員が撮影に行かなくても、隊員からどんどん投稿が来ると思います。

「宇美町よかどこ伝え隊」ですけれども、見つけ隊の隊員が兼任してもいいですし、我々議員や役場の職員の方がなってもいいと思います。

宇美町にお住まいの方以外に、町外にお住まいの方でもどなたでもなっていただきます。スタートは投稿された記事をシェアすることから始めていただく。まさに、ワンクリックですね。

こういった企画が波に乗ってきますと、宇美町の知名度、ブランド力も飛躍的に向上します。日本だけではなく海外にも情報発信を行えるようになります。

さらに見つけ隊からの投稿、フォトコンテストとか行ってはどうでしょうか。見つけ隊の励みにもなります。写真の技術力アップにもつながります。

実際に私たちが研修に行った埼玉の寄居町、こうした取り組みを行ってあります。寄居町のフェイスブック、寄居町のいいところがたくさんアップされています。すばらしいです。

もう一つ提案があります。フォトコンテストの上位入賞者で、宇美町のカレンダーをつくってみてはいかがでしょうか。活用法については、例えばふるさと納税を行っていただいた方への返礼品の中に加えるとかします。リピーターの確保にもつながっていくと思いますし、成人式、若者に配布することで、宇美町の魅力再発見してもらおうと同時に、つながってくるというふうに思っています。そういったことを、ぜひ考えていただきたいなというふうに思っています。

今、言ったのは、私の一つの提案ですから、これを、やる、やらないという回答は必要はありません。ただ、最後に今後の宇美町のブランド力を高めていくために、積極的な広報、宣伝活動、必要だと思っています。その方針、お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 丸田まちづくり課長。

○まちづくり課長（丸田宏幸君） 全般的にということであれば、総務課からの回答なのかもしれませんが、ブランド力という言葉が使われての御質問ですので、まちづくり課のほうから回答させていただきます。

ただし、どうしてもまちづくり課のフィルターを通した回答ということになりますので、この点は御了承いただきたいと思います。

まず、町内外の方々に宇美町に感心を持っていただくためには、広報活動に力を入れていくことは必須だというふうに思います。また、その頻度を上げることも当然だと感じているところで

よって、今までの認識を改め、積極的な広報展開を行うというのが回答ということになります。

ただ、ことブランド化ということに関して申し上げますと、まちおこしやブランド化に関して、実績を上げられている著名な先駆者、その方々との意見交流やネットで確認ができる各種論文、発表におきましては、広報活動だけがブランドの確立につながるものではないと、そのように理解をしているところです。

東北経済産業局が2015年3月に発表しております地域ブランドのつくり方の序章に、5つのキーワードとして、まちづくり課が常日ごろから考えていますことを端的にあらわしている記載がございます。

それは、1、ビジョンの策定、2、推進母体の構築、3、ブランド価値の定義、4、情報発信と販路設定、5、知的財産、商標統括です。これのそれぞれの詳しい説明は割愛させていただきますが、以降といたしますか、ちょっとこの後の内容に関係がありますので御紹介をさせていただきます。

ブランド化に関してもう少し述べさせていただきますと、現在、まちづくり課では町内外の誰もが認める代表的な資源である宇美八幡宮を中心として、安産、子ども、子育てをコンセプトにし、住民や地元業者等とともに親しみ感のあるイメージをつくり、宇美町のブランド向上につなげてまいるべく、さまざまなことに取り組んでおります。その中の一つに、当然ながら広報活動に力を入れるというものがあることとなります。

ただ、ブランドを高めることに関して、より高い効果を得るためには広報活動だけに特化することなく、5つのキーワードを同時振興していくことが重要だと考えております。ただし、決して広報活動をないがしろにするということではございません。

議員の御意見については真摯に受けとめ、当課の現体制では非常に難しいところもございますが、検討、実施に向けて進んでいきたいというふうに考えております。

ブランド化について、ちょっと答弁長くなりましたけど、そのあたり、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○1番（丸山康夫君） 私も今回、いろいろ調べました。いい取り組みをやっているんです、いろいろと。そこがうまく宣伝できていない、伝わっていない、ここを一番残念に思っています。ブランド化に向けての取り組み、いろいろ進めてあります。欠落しているのが、私は広報宣伝だと本当に思っていました。しっかり今後、この宣伝活動、必要だと思っています。取り組んでいただけたらなと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 1番、丸山議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

---

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会することにいたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（川畑廣典君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時25分散会

---